

恵庭市の環境

— 令和元年度版 —



恵 庭 市

－ 目 次 －

第1章 環境行政の意義と体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1節 環境行政の意義	1
◎ 恵庭市の概況	1
第2節 環境行政の体制	1
1. 本市の環境担当部局の機構	1
2. 恵庭市環境審議会	2
3. 自然保護監視員・鳥獣保護員	2
4. 自然公園指導員	2
第2章 公害対策の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第1節 大気環境及び生活環境の保全	3
1. 大気汚染の防止に関する取り組み	3
(1) 大気に関する環境基準	3
(2) ばい煙・粉じん発生施設への対策	4
(3) スパイクタイヤ	5
(4) 大気汚染に関する公害苦情	5
2. 生活環境に係る問題への取り組み	6
(1) 騒音に関する環境基準	6
(2) 騒音・振動対策	7
ア) 騒音・振動発生施設への対策	7
イ) 特定建設作業の騒音・振動対策	8
ウ) 自動車交通騒音調査	9
(3) 悪臭対策	10
ア) 悪臭発生施設への対策	12
イ) 悪臭調査	12
第2節 水環境の保全	13
1. 水質汚濁の防止に関する取り組み	13
(1) 水質に関する環境基準	13
ア) 人の健康保護に関する環境基準	13
イ) 生活環境の保全に関する環境基準	14
ウ) 地下水に関する環境基準	15
(2) 水質汚濁施設への対策	17
ア) 有害物質に係る一般排水基準	17
イ) 生活環境項目に係る一般排水基準	17
ウ) 上乗せ排水基準	20
(3) 河川水質調査	21
(4) 地下水水質調査	23
(5) ゴルフ場使用農薬の安全使用対策	24
2. 水道水源保全の取り組み	25
(1) 恵庭市漁川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例	25
(2) 安全な水道水の供給	25
第3節 その他の環境汚染に対する取り組み	28
1. ダイオキシン類に係る問題への取り組み	28
(1) ダイオキシン類に関する環境基準	28

(2) ダイオキシソ類発生施設への対策	28
第4節 公害防止協定等	32
第3章 人と自然との共生の確保	33
第1節 自然環境の保全	33
1. 恵庭の自然	33
(1) 条例に基づく環境保全地区等	33
(2) その他の指定地域・森林等	34
2. 恵庭の野生鳥獣	34
(1) 有害鳥獣駆除	34
第2節 環境保全思想の普及に関する取り組み	35
第4章 環境への負荷の少ない循環型社会の実現	40
第1節 地球温暖化問題に対する取組（恵庭市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進）	40
1. COOL CHOICE（クールチョイス）とは	40
2. 恵庭市のCOOL CHOICE（まちごとCOOL CHOICE）	40
第2節 恵庭市環境基本計画の推進	46
1. 第2次恵庭市環境基本計画の概要	46
2. 第2次環境基本計画の実施状況	48

< 巻末資料 >	
資料 1. 恵庭市騒音・振動規制地域区域区分図	
資料 2. 自動車交通騒音調査評価位置図	
資料 3. 恵庭市悪臭規制地域区域区分図	
資料 4. 河川水質調査地点位置図	
資料 5. 河川水質調査結果表	
資料 6. 「恵庭市漁川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例」の水道水源保全地域図	
資料 7. 恵庭市COOL CHOICE宣言	
資料 8. 環境施策の展開	

第1章 環境行政の意義と体制

第1節 環境行政の意義

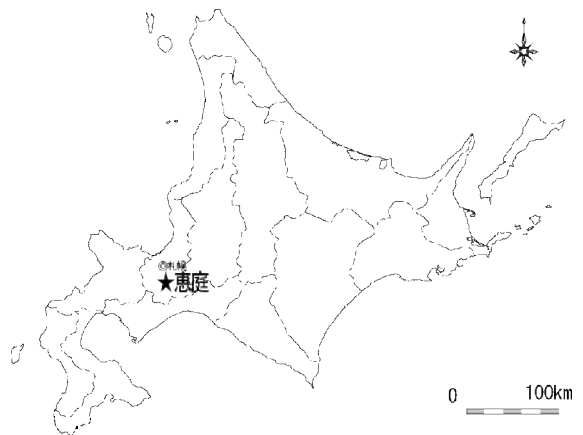
本市は、恵庭岳とその裾野につらなる緑の森林地帯が市域の西半分を覆い、ここを源としたまちを潤す漁川の清流など豊かな自然に囲まれ、また、「道都札幌」や空の玄関「新千歳空港」に隣接した道央圏という地理的条件に恵まれ、将来像として「花・水・緑 人がつながり 夢ふくらむまち えにわ」を目指し、コンパクトなまちづくりをすすめています。

一方、都市化が進展するにつれ人間の生活は飛躍的に便利なものとなった半面、資源やエネルギーを大量に消費し、身近な環境に負荷を与え、自然の生態系や地球環境に影響が及ぶまでに至っています。

人と自然とが共生することができる社会をつくりあげていくために、一人ひとりが環境問題に対する理解と知識を深め、市民・事業者・行政が一体となって環境保全活動を実践していくことが大切です。

◎ 恵庭市の概況

- 位置： 東端 東経 141 度 39 分 10 秒
西端 東経 141 度 14 分 07 秒
南端 北緯 42 度 47 分 45 秒
北端 北緯 42 度 59 分 16 秒
- 海 抜： 34.1 m
- 面 積： 294.65 km²



○ 人口/世帯数：

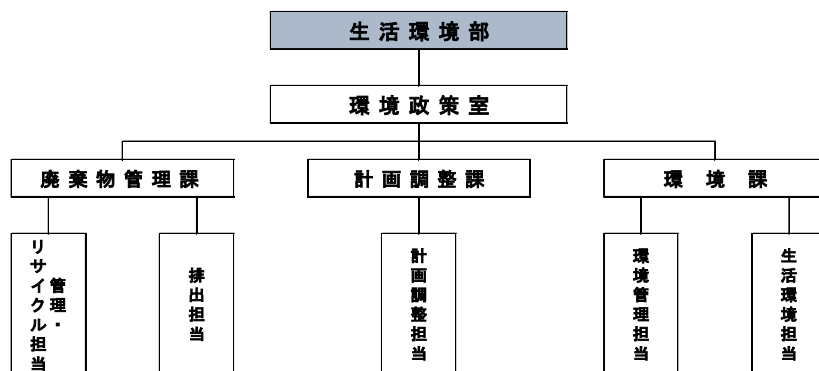
人 口	70,049 人	69,850 人	69,521 人	69,227 人	69,073 人
世帯数	33,740 世帯	33,317 世帯	32,818 世帯	32,304 世帯	31,797 世帯
	R1. 12. 31 現在	H30. 12. 31 現在	H29. 12. 31 現在	H28. 12. 31 現在	H27. 12. 31 現在

第2節 環境行政の体制

1. 本市の環境担当部局の機構

市生活環境部では、戸籍・住民票、町内会活動、廃棄物及び環境関連など、市民生活に密接に関係することを担当しています。このうち、環境政策室の環境課と廃棄物管理課、計画調整課が環境関連担当セクションとして位置付けられています。

<図1 本市の環境担当部局機構図（令和元年4月1日現在）>



2. 恵庭市環境審議会

政策に関する重要事項について、市民の意見を幅広く聴き反映させるため、各種の審議会が設置されており、審議会は市長の諮問機関として関係団体の代表及び識見者などから構成されています。

環境政策に関する審議会では、「恵庭市環境基本条例（平成9年 条例第21号）」に基づき、「恵庭市環境審議会（委員名簿：表1）」が設置されています。

委員については、環境基本計画の見直し時、また、水道水源保全条例の規制物質や規制地域の変更時など、環境政策に関する重要事項について市民の意見を幅広く聴いて反映させるために、一般公募や事業者代表、市民代表及び識見者の中から市長が委嘱（任期は2年）することとしています。

< 表1：恵庭市環境審議会委員名簿（平成30年6月～令和2年5月） > ※50音順（会長・副会長除く）

	委員氏名	選出区分
会長	佐藤 俊	識見を有する者
副会長	米澤 稔	事業者
委員	市川 浩樹	市民（一般公募）
委員	大石 輝彦	事業者
委員	岡田 信行	事業者
委員	小川 剛	事業者
委員	釜田 英司	事業者
委員	鹿野 秀一	識見を有する者
委員	庄司 開作	事業者
委員	豊田 利之	事業者
委員	吉川 正規	事業者

（令和元年12月末現在）

3. 自然保護監視員・鳥獣保護員

北海道では、北海道自然環境等保全条例（昭和48年北海道条例第64号）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づき自然環境保全監視員制度を設け、全道に自然保護監視員と鳥獣保護員を配置（いずれも任期は1年）しています。平成30年度本市からは自然保護監視員に上松 博文さん、鳥獣保護員に大塚 武さんが委嘱され、環境緑地保護地区等の適正管理や狩猟に対する指導・監視などを行っています。

4. 自然公園指導員

国では、自然公園指導員設置要綱に基づき、国立・国定公園の保護と適正な利用のため、環境省自然環境局長の委嘱により全国におよそ3,000名の自然公園指導員を配置（任期は2年）しています。平成30年度に本市から石丸 裕之さんと安藤 秀彦さんが委嘱され、動植物保護や美化清掃並びに事故防止などの利用者指導及び情報提供などを行っています。

第2章 公害対策の状況

第1節 大気環境及び生活環境の保全

1. 大気汚染の防止に関する取り組み

(1) 大気に関する環境基準

大気を汚染する物質として、硫黄酸化物・窒素酸化物・炭化水素・浮遊粒子状物質・オキシダント・PM 2.5 などがあり、それぞれ環境基準が定められています（表 2-1）。これら基準については、汚染物質の科学的知見の充実等により見直されることがあります。

< 表 2-1：大気の汚染に係る環境基準 >

大気汚染物質	環 境 上 の 条 件
二 酸 化 硫 黄	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること。
二 酸 化 窒 素	1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
一 酸 化 炭 素	1時間値の1日平均値が10 ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20 ppm以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06 ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。
ベ ン ゼ ン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質 (PM 2.5)	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13 mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。

【 メモ（環境基準とは？） 】

● 環境基準とはなにか

特定の場所や施設ではなく、広い範囲の普通一般の空気や海や河川等における基準で、人間の健康と暮らしの環境を保護するうえで守ることが望ましいとされている基準です。言わば強い努力目標です。

● 基準を達成するように誰が責任を持たねばならないか

環境基準自体は努力目標値ですが、国などの行政が監視や測定等を行って、これが達成できるようにする責任があります。このために、必要とあれば行政は新たに法律や条例を作ったり、基準達成に向けた地域全体の取り組みを先導するなどして手段を講じなければなりません。



(2) ばい煙・粉じん発生施設への対策

公害を未然に防ぐために、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、北海道公害防止条例（昭和46年 条例第38号）及び恵庭市公害防止条例に基づいて、ばい煙や粉じんなどを発生する可能性のある特定の種類の施設については、その設置内容・使用方法等を事前に届け出なければならないことになっており、これらの施設に対しては規制基準の遵守を義務づけています。

規制基準と規制項目は、施設の種類や規模ごとに異なっており、本市では、ばい煙発生施設であるボイラーに関する届け出が多い状況となっています。

令和元年12月末現在の届出状況は（表2-2）のとおりで、法の対象となる施設については、道が立入調査などにより実際の使用状況等を確認しています。

＜表2-2：ばい煙等発生施設数（令和元年12月末現在）＞

施設		法・条例	大気汚染防止法	北海道公害防止条例	恵庭市公害防止条例
ばい煙	ボイラー等		222	—	111
	乾燥炉		5	—	2
	廃棄物焼却炉		3	—	1
	加熱炉		0	—	2
	その他		21	—	—
	施設数合計		251	—	116
工場等数			90	—	73
粉じん	堆積場		3	—	1
	原材料等置場（鉱物・土石以外）		—	1	—
	ベルトコンベア・破砕機・ふるい等		24	71	1
	その他		2	7	15
	施設数合計		29	79	17
	工場等数			4	14

（1 事業場で多数施設ある場合有り）

【メモ（規制基準とは？）】

● 規制基準とはなにか

環境基準がある程度広い範囲に対して設けられているのに対し、規制基準は特定の事業所や施設から直接出るばい煙、排水や騒音に対して適用される基準で、公害を直接的に防止するために設けられています。

● 基準を満たすように誰が責任を持たねばならないか

規制基準を守ることは個々の事業所や施設側の義務であり、みずから監視や測定を行い、基準を満たしているかを確認し、超過しないように手段を講じる責任を持ちます。その責任を放棄したりすると刑罰の対象となります。



(3) スパイクタイヤ

スパイクタイヤを装着した自動車が道路を損傷することにより発生する粉じんによる大気汚染が深刻な社会問題となったことから、平成2年に「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」が施行され、恵庭市も同法律第5条に基づく指定地域に指定されました。この法律では、緊急車両等を除き、指定地域内の舗装道路の積雪又は凍結のない部分において、スパイクタイヤを使用してはならないとされています。

恵庭市では、毎年11月から3月までの間、市役所前駐車場において月1回スパイクタイヤ等装着率調査（表2-3）を行っていますが、スパイクタイヤの使用はほとんどありません。

＜ 表2-3：スパイクタイヤ等装着率調査 ＞

年度	調査台数	スパイクタイヤ	スパイクタイヤ装着率
平成21年度	441	0	0%
平成22年度	588	0	0%
平成23年度	567	0	0%
平成24年度	589	1	0.2%
平成25年度	489	0	0.0%
平成26年度	562	0	0.0%
平成27年度	552	0	0.0%
平成28年度	557	1	0.2%
平成29年度	454	0	0.0%
平成30年度	517	0	0.0%

(4) 大気汚染に関する公害苦情

恵庭市における大気汚染に関する公害苦情については、住宅用ストーブや野焼きから発生するばい煙などがあります。苦情処理件数（表2-4）は総じて多くはなく、年間1件から2件程度であり、平成15年から平成26年までは0件でした。平成30年度は住宅用・工場用ストーブから発生するばい煙に関する4件でした。

＜ 表2-4：大気汚染に関する公害苦情処理件数の推移 ＞

年度	ばい煙	粉じん	合計
平成21年	0	0	0
平成22年	0	0	0
平成23年	0	0	0
平成24年	0	0	0
平成25年	0	0	0
平成26年	0	0	0
平成27年	1	0	1
平成28年	1	1	2
平成29年	0	0	0
平成30年	4	0	4

2. 生活環境に係る問題への取り組み

生活環境を保全するうえでは、大気汚染のほか主に人の感覚に関わる問題である騒音・振動・悪臭が重要課題となっています。騒音・振動・悪臭に関する苦情は、本市に寄せられる公害等の苦情のなかでも多い件数を占めており、発生源も多様化しています。これらの問題について次の施策を推進しています。

(1) 騒音に関する環境基準（区域区分図：資料1）

騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）は、工場等における事業活動や建設工事に伴って発生する相当広範囲にわたる騒音及び振動について必要な規制を行うなど、生活環境を保全し国民の健康の保護に資することを目的として制定され、地域指定制をとっています。区域の指定は平成24年4月1日より市長が行っており、都市計画法（昭和43年法律第100号）による用途地域の定められている区域については、原則として当該用途地域の区分に従うとされていますが、工業専用地域のよる住民の生活環境を保全すべき実態がない区域については、指定から除外しています（表2-5）。

< 表2-5：騒音及び振動の区域区分と都市計画の用途地域の対照表 >

騒音の区域区分	振動の区域区分	都市計画の用途地域
第1種区域	第1種区域	第1種低層住居専用地域及び第2種低層住宅専用地域（第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域のうち、中高層住宅が一団として建設されている地区）
第2種区域		第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
第3種区域	第2種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
第4種区域		工業地域

環境基本法に基づいて、騒音に関しては「騒音に係る環境基準」と「航空機騒音に係る環境基準」の2種類の基準が設定されており（表2-6、表2-7）、市では騒音規制法に基づく規制区域と整合を図りながら、環境基準の地域類型を指定しています。なお、振動に関しては、人の健康や生活環境に与える影響が定量的に把握することが難しいなどの理由により、環境基準は定められていません。

< 表2-6：騒音に係る環境基準 >

地域の区分	類型	騒音規制法に基づく地域指定	車線	昼間 6～22時	夜間 22～6時
一般地域	A	第1種区域及び第2種区域 （都市計画法上の用途地域が第1・2種低層住専及び第1・2種中高層住専に限る。）	/	55 dB	45 dB
	B	第2種区域（類型Aを当てはめる地域を除く。）			
	C	第3種区域及び第4種区域		60 dB	50 dB
道路に面する地域	A	第1種区域及び第2種区域 （都市計画法上の用途地域が第1・2種低層住専及び第1・2種中高層住専に限る。）	2車線以上	60 dB	55 dB
	B	第2種区域（類型Aを当てはめる地域を除く。）	2車線以上	65 dB	60 dB
	C	第3種区域及び第4種区域	1車線以上		

※ 基準値のdB（デシベル）は等価騒音レベル（Leq）

※ なお、道路に面する地域において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表に関わらず、特例として次表の基準値とする。（幹線道路近接空間における特例）

＜ 表 2-6（続き）：騒音に係る環境基準—幹線道路近接空間における特例—＞

昼 間 6～22 時	夜 間 22～6 時	◎ 幹線道路の定義 ・ 高速道路、国道、道道、4 車線以上の市道
70 dB	65 dB	◎ 幹線道路近接空間の定義 ・ 2 車線以下の幹線道路なら、道路境界から 15 m 背後までの範囲 ・ 2 車線超の幹線道路なら、道路境界から 20 m 背後までの範囲
備考：個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る環境基準（昼間は 45 dB 以下、夜間は 40 dB 以下）によることができる。		

＜ 表 2-7：航空機騒音に係る環境基準 ＞

地域の類型	基準値（単位：Lden）	あてはめる地域
I	57 以下	専ら住居の用に供する地域
II	62 以下	I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

(2) 騒音・振動対策

ア) 騒音・振動発生施設への対策

騒音規制法、振動規制法及び恵庭市公害防止条例では、市街化区域のうち工業専用地域を除く地域が規制区域として指定されています。この区域内で騒音や振動を発生する一定規模以上の特定の施設を設置しようとしている事業者は、公害を未然に防ぐため、施設の設置内容・使用方法等の事前届出とともに、規制基準の遵守を義務づけています（表 2-8）。また、道公害防止条例では、規制区域外について、特定の騒音・振動発生施設について届出対象としています。令和元年 12 月末現在の届出状況を（表 2-9、表 2-10）に示します。また、規制基準の遵守状況については、近隣などからの苦情等により、必要があると認められる時は、指導・勧告等を実施しますが、平成 30 年度に指導・改善勧告等を行ったケースはありません。

＜ 表 2-8：特定工場において発生する騒音・振動の規制基準 ＞

騒音	時間区分	朝・夕	昼 間	夜 間	振動	時間区分	昼 間	夜 間
	区域区分					区域区分		
	第 1 種区域	40d B	45 dB	40 dB		第 1 種区域	60 dB	55 dB
	第 2 種区域	45 dB	55 dB	40 dB		第 2 種区域	65 dB	60 dB
	第 3 種区域	55 dB	65 dB	50 dB				
	第 4 種区域	65 dB	70 dB	60 dB				

※ 騒音の時間区分：朝・夕 6 時～8 時・19 時～22 時、昼間 8 時～19 時、夜間 22 時～6 時

振動の時間区分：昼間 8 時～19 時、夜間 19 時～8 時

※ 規制基準値は特定工場の敷地境界で測定した場合のレベル

◆◇用語説明◆◇

●等価騒音レベル（Leq）：ある測定時間において実際に得られた多数の測定値について、その騒音エネルギーの総曝露量が、同一時間内にて等しくなるように算出された定常音（時間によって変動しない一定の騒音レベル）の騒音レベルのこと。自動車騒音等は、時間と共に不規則かつ大幅に騒音レベルが変化しますが、等価騒音レベルはその変動する音に対する人間の生理・心理的反応によく対応することから、多くの国で環境騒音の評価に採用されています。

●時間帯補正等価騒音レベル（Lden）：昼間、夕方、夜間の時間帯別に重み付けを行った 1 日の等価騒音レベルのこと。航空機騒音の評価指標として国際的に用いられており、日本でも航空機騒音の環境基準に用いられている。

< 表 2-9:騒音発生特定施設数 (令和元年12月末現在) > < 表 2-10:振動発生特定施設数 (令和元年12月末現在) >

施設	法・条例 騒音規制法	北海道公害 防止条例	恵庭市公害 防止条例
金属加工機械	6	72	14
空気圧縮機・送風機	131	381	23
土石・鉱物用施設	—	24	—
建設用資材製造機	5	10	—
木材加工機械	12	15	11
印刷機械	13	6	—
その他	—	12	85
施設数合計	167	520	133
工場等数	49	76	39

(1事業場で多数施設ある場合有り)

施設	法・条例 振動規制法	北海道公害 防止条例
金属加工機械	9	83
圧縮機	45	109
土石・鉱物用施設	—	22
コンクリート製品製造機械	2	9
木材加工機械	1	—
印刷機械	7	3
その他	—	17
施設数合計	64	243
工場等数	23	49

(1事業場で多数施設ある場合有り)

イ) 特定建設作業の騒音・振動対策

特定施設の設置と同様、著しい騒音や振動を発生する機械を用いた建設作業は、法に基づき事前に届出を行うことになっており、その作業の実施にあたっては、発生する騒音・振動のレベル、作業する曜日や時間帯等について規制を受けます(表2-11)。

平成30年度の届出状況を(表2-12)に示します。また、規制基準の遵守状況については、近隣などからの苦情等により、必要があると認められる時は、指導・勧告等を実施しますが、平成30年度に指導・改善勧告等を行ったケースはありません。

< 表 2-11: 特定建設作業の作業基準 >

作業種類	騒音規制法に基づく 特定建設作業		振動規制法に基づく 特定建設作業	
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域
敷地境界における騒音・振動レベル	85 dB		75 dB	
作業ができない時間帯	19時～7時	22時～6時	19時～7時	22時～6時
1日当たりの作業時間	10時間まで	14時間まで	10時間まで	14時間まで
同一場所における作業期間	連続6日間まで		連続6日間まで	
作業日	日曜日その他の休日を除く		日曜日その他の休日を除く	
【 区域区分の定義 】	【第1号区域】 騒音規制法の規定により指定された第1種及び第2種区域の全域並びに第3種及び第4種区域のうち学校、保育所、病院、患者入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定子ども園の敷地の周囲概ね80m以内の区域	【第2号区域】 騒音規制法の規定により指定された第3種及び第4種区域であって左記第1号区域以外の区域	【第1号区域】 振動規制法の規定により指定された第1種区域の全域並びに第2種区域のうち学校、保育所、病院、患者入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定子ども園の敷地の周囲概ね80m以内の区域	【第2号区域】 振動規制法の規定により指定された第2種区域であって左記第1号区域以外の区域

< 表 2-12 : 特定建設作業届出数 >

年度	法・条例	騒音規制法	振動規制法
	平成 26 年度		3
平成 27 年度		9	7
平成 28 年度		6	4
平成 29 年度		8	8
平成 30 年度		6	4

ウ) 自動車交通騒音調査 (評価位置図 : 資料 2)

恵庭市における自動車騒音の常時監視は、国道、道道及び道東自動車道の全幹線道路を 5 区分し 5 年サイクルで沿道の片側 50m 範囲において騒音測定及び推計等により環境基準適合調査を実施することとしています (表 2-13)。

< 表 2-13 : 自動車交通騒音に係る常時監視計画 >

一連番号	路線名	車線数	路線延長 (km)	評価区間の総延長 (全体) (km)	ローテーション年数 年	面的評価の結果の更新						令和元年度 (km) 計画	令和2年度 (km) 計画
						平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		
						(km)	(km)	(km)	(km)	(km)	(km)		
						実施	実施	実施	実施	実施	実施		
1	道東自動車道	4	2.7	2.4	5				2.4				
2	一般国道36号	4	10.1	7.7	5					7.7			
3	恵庭栗山線	2	10.8	10.1	5				10.1				
4	江別恵庭線	4	15.9	10.1	5	10.1					10.1		
5	恵庭岳公園線	2	20.9	6.1	5		7.1					7.1	
6	恵庭岳公園線	4	1.9	1.8	5		1.8					1.8	
7	島松停車場線	2	1.2	1.1	5		1.1					1.1	
8	島松千歳線	2	5.1	5.1	5			5.1					5.1
9	恵庭停車場線	2	0.7	0.6	5			0.6					0.6
計			69.3	45.0		10.1	10.0	5.7	12.5	7.7	10.1	10.0	5.7

<結 果>

平成30年度の評価路線は江別恵庭線（評価区間10.1 km）です。

この区間を平成27年度に実施された全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）を基に7つに分けて評価しました。

自動車騒音を評価する範囲については、道路端より50mであり、近傍空間（道路境界から20 mの範囲）及び非近傍空間（道路境界から20 mから50 mまでの範囲）ごとに評価しました。

交通量及び騒音量測定の結果、江別恵庭線の自動車騒音に関しては、評価対象区間の96.3%（評価対象戸数652戸中628戸）で環境基準を達成しているという結果となりました（表2-14）。

< 表2-14：自動車交通騒音常時監視調査結果 >

路線名		評価区間		地域類型	評価対象戸数	環境基準達成戸数	環境基準達成率
		起点	終点				
江別恵庭線	40140-1	下島松	島松寿町1丁目10	A,B,C	76	74	97.4
	40150-1	島松寿町1丁目10	西島松	A,B,C	101	99	98.0
	40160-1	柏木町	大町	A,B,C	114	97	85.1
	40160-2	柏木町	柏木町	A,B,C	78	75	96.2
	40160-3	北柏木町	柏木町	A,B,C	13	13	100
	40170-1	大町	住吉町1丁目8	B,C	256	256	100
	40170-2	住吉町1丁目8	戸磯	C	14	14	100
		合計			652	628	96.3%

(3) 悪臭対策（規制区域図：資料3）

悪臭防止法では、規制区域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うこと等により、生活環境を保全し、国民の健康を保護することを目的としています。排出規制の対象となるのは、悪臭の原因となり生活環境をそこなうおそれのある物質のうち、国で定める22の特定悪臭物質（人間や動物の生命活動に伴って発生する物質、その排泄物や加工施設から発生する物質、あるいは、塗装・印刷工場や化学製品の製造工場などから発生する物質など。表2-15）及び人間の嗅覚によっておおいの程度を数値化した臭気指数についてです。

法では、市長が規制区域及び規制基準の指定を行うこととしており、本市では規制区域として工業専用地域も含めた全ての市街化区域を、規制基準として特定悪臭物質濃度をそれぞれ定めています。本法では、他の公害関連法と異なり特定の施設に対して規制基準を適用するのではなく、規制区域内の全ての工場・その他の事業場が規制の対象となります。従って、施設についての設置・使用に関する届出義務のようなものではありません。

< 表 2-15 : 特定悪臭物質ごとの臭気強度と対応する物質濃度 > 単位 : ppm

臭気強度 特定悪臭物質	1	2	2.5	3	3.5	4	5	臭いの特徴
ア ン モ ニ ア	0.1	0.6	1	2	5	10	40	し尿臭
メチルメルカプタン	0.0001	0.0007	0.002	0.004	0.01	0.03	0.2	腐った玉ねぎ臭
硫 化 水 素	0.0005	0.006	0.02	0.06	0.2	0.7	8	腐卵臭
硫 化 メ チ ル	0.0001	0.002	0.01	0.05	0.2	0.8	20	腐ったキャベツ臭
二 硫 化 メ チ ル	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.1	0.3	3	腐ったキャベツ臭
トリメチルアミン	0.0001	0.001	0.005	0.02	0.07	0.2	3	腐った魚臭
アセトアルデヒド	0.002	0.01	0.05	0.1	0.5	1	10	青臭い刺激臭
プロピオンアルデヒド	0.002	0.02	0.05	0.1	0.5	1	10	甘酸っぱい焦げた臭い
ノルマルブチルアルデヒド	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.08	0.3	2	甘酸っぱい焦げた臭い
イソブチルアルデヒド	0.0009	0.008	0.02	0.07	0.2	0.6	5	甘酸っぱい焦げた臭い
ノルマルパレルアルデヒド	0.0007	0.004	0.009	0.02	0.05	0.1	0.6	甘酸っぱい焦げた臭い
イソパレルアルデヒド	0.0002	0.001	0.003	0.006	0.01	0.03	0.2	甘酸っぱい焦げた臭い
イソブタノール	0.01	0.02	0.9	4	20	70	1000	発酵したような刺激臭
酢 酸 エ チ ル	0.3	1	3	7	20	40	200	シンナー臭
メチルイソブチルケトン	0.2	0.7	1	3	6	10	50	シンナー臭
ト ル エ ン	0.9	5	10	30	60	100	700	ガソリン臭
ス チ レ ン	0.03	0.2	0.4	0.8	2	4	20	都市ガス臭
キ シ レ ン	0.1	0.5	1	2	5	10	50	ガソリン臭
プ ロ ピ オ ン 酸	0.002	0.01	0.03	0.07	0.2	0.4	2	刺激的な酸っぱい臭い
ノ ル マ ル 酪 酸	0.00007	0.0004	0.001	0.002	0.006	0.02	0.09	汗臭い臭い
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0001	0.0005	0.0009	0.002	0.004	0.008	0.04	蒸れた靴下臭
イ ソ 吉 草 酸	0.00005	0.0004	0.001	0.004	0.01	0.03	0.3	蒸れた靴下臭

法に基づく規制基準は、6段階臭気強度表示（表 2-16）と敷地境界線上における調香師（香料等の製造にあたる臭いの専門家）による嗅覚試験を基に示された濃度の関係から定められています。

規制基準の設定にあたっては、臭気強度 2.5 から 3.5 に対応する物質濃度を敷地境界線上における基準の範囲として定めることとされています。本市では、市街化区域の全域において臭気強度 2.5 に対応する特定悪臭物質の物質濃度を基準として設定しています。

< 表 2-16 : 6段階臭気強度表示法 >

臭気強度	内 容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい（検知閾値濃度）
2	何のにおいであるかが分かる弱いにおい（認知閾値濃度）
(2.5)	(2 と 3 の中間)
3	らくに感知できるにおい
(3.5)	(3 と 4 の中間)
4	強いにおい
5	強烈なにおい

ア) 悪臭発生施設への対策

法が施設の種類を特定せずに特定悪臭物質濃度や臭気指数にて規制しているのに対し、道及び市の公害防止条例では悪臭を発生する施設の種類を定めて一定の事項について事前の届出義務を課すことによって規制しています。道条例は本市全域を規制対象に、また、市条例は法に基づく規制区域と同一の区域を規制対象としています。令和元年12月末現在の届出状況を（表2-17）に示します。

< 表2-17：悪臭発生施設数（令和元年12月末現在） >

		北海道公害防止条例	恵庭市公害防止条例
動物の飼養収容の用に供する施設であって右に挙げる施設	飼料施設	1	0
	し尿施設	0	0
肥料製造用鶏ふん乾燥施設		0	0
てん菜糖製造用廃液貯りゅう沈でん施設		0	/
飼料・肥料の製造用施設		5	
でん粉製造用廃液貯りゅう沈でん施設		0	
パルプ、紙又は紙加工品製造用施設		0	
ゴム製品製造用施設		0	

イ) 悪臭調査

近年、都市化が進み農村地域と市街地が接近してきたこと、また、生活環境が改善されて住民の環境に対する意識が向上してきたことに伴い、たとえば農業に使われる堆肥のように、ひと昔前であれば問題とならなかった「臭い」が、現在では「悪臭問題」に発展してしまうケースがしばしばあります。市に寄せられる問合せや苦情のなかでも悪臭に関するものは騒音・振動と並んで多くなっています。

本市では、悪臭問題が発生した場合に、規制区域内かどうか、住民の健康に影響を及ぼす可能性があるかどうかなどを勘案しながら、臭気物質濃度調査を行っています。その調査結果をもとに発生源に対する改善指導を行うなど、悪臭対策に取り組んでいます。

第2節 水環境の保全

1. 水質汚濁の防止に関する取り組み

(1) 水質に関する環境基準

環境基本法に基づいて、河川・湖沼及び海域等の公共用水域については、人の健康保護に関する項目と生活環境に関する項目の2種類の環境基準が、また、地下水についても、公共用水域と一つの水循環系を構成しているという観点から、公共用水域における健康保護に関する項目とほぼ同様の環境基準が設定されています。

また、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき大気・土壌とともに水質・底質（川底の泥）についても環境基準が定められています（第3節参照）。

ア) 人の健康保護に関する環境基準

カドミウム、シアン等27項目について環境基準が定められており、全公共用水域につき一律に適用されるものとして設定されています（表2-18）。設定の前提条件としては、その性質上、水量など水域の条件の如何を問わず、常に維持されるべきものとされています。

＜表2-18：人の健康の保護に関する環境基準＞

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/ℓ以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
鉛	0.01 mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下
砒素	0.01 mg/ℓ以下	チウラム	0.006 mg/ℓ以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ以下	シマジン	0.003 mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	セレン	0.01 mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下	ふっ素	0.8 mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下	ほう素	1 mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下		

備考

- ① 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- ② 「検出されないこと」とは、物質毎に定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

また、人の健康の保護に関連する物質ではあるものの、公共用水域等における検出状況などから見て現時点では直ちに環境基準項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断されるものについては「要監視項目」として位置づけ、継続して公共用水域等の水質測定を行い、その推移を把握していくこととされています。

具体的な項目としては、有機塩素化合物・農薬等のなかから26項目が選定されています（表2-19）。

< 表 2-19：要監視項目及び指針値（公共用水域） >

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
ク ロ ロ ホ ル ム	0.06 mg/ℓ以下	フェノブカルブ（BPMC）	0.03 mg/ℓ以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	イプロベンホス（IBP）	0.008 mg/ℓ以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/ℓ以下	クロロニトロフェン（CNP）	—
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/ℓ以下	ト ル エ ン	0.6 mg/ℓ以下
イソキサチオン	0.008 mg/ℓ以下	キ シ レ ン	0.4 mg/ℓ以下
ダイアジノン	0.005 mg/ℓ以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/ℓ以下
フェニトロチオン（MEP）	0.003 mg/ℓ以下	ニ ッ ケ ル	—
イソプロチオラン	0.04 mg/ℓ以下	モ リ ブ デ ン	0.07 mg/ℓ以下
オキシ銅（有機銅）	0.04 mg/ℓ以下	ア ン チ モ ン	0.02 mg/ℓ以下
クロロタロニル（TPN）	0.05 mg/ℓ以下	塩 化 ビ ニ ル モ ノ マ ー	0.002 mg/ℓ以下
プロピザミド	0.008 mg/ℓ以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/ℓ以下
E P N	0.006 mg/ℓ以下	全 マ ン ガ ン	0.2 mg/ℓ以下
ジクロロボス（DDVP）	0.008 mg/ℓ以下	ウ ラ ン	0.002 mg/ℓ以下

イ) 生活環境の保全に関する環境基準

環境基本法に基づき、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量など、全部で最大9項目について定められていますが、人の健康保護に関する環境基準とは異なり、全公共用水域について同一の基準が一律に適用される方式ではありません。

河川、湖沼及び海域の水域群別に利用目的に応じた類型が設定されており（「水域群別方式」、環境大臣または都道府県知事が指定した水域類型ごとに、基準項目及び基準値が決められています。

本市内を流れる河川のうち、知事が類型を指定しているのは千歳川だけで、「千歳川下流水域」として内別川合流点から下流についてA類型が指定されています（表2-20）。水生生物の生息状況の適応性（表2-21）については本市内を流れる河川において類型指定されているところはありません。

< 表 2-20：生活環境の保全に関する環境基準（河川—ア） >

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 （pH）	生物化学的酸素要求量 （BOD）	浮遊物質 （SS）	溶存酸素量 （DO）	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全	6.5以上 8.5以下	1 mg/ℓ以下	25 mg/ℓ以下	7.5 mg/ℓ以上	50 MPN /100 ml以下
A	水道2級 水産1級・水浴	6.5以上 8.5以下	2 mg/ℓ以下	25 mg/ℓ以下	7.5 mg/ℓ以上	1,000 MPN /100 ml以下
B	水道3級 水産2級	6.5以上 8.5以下	3 mg/ℓ以下	25 mg/ℓ以下	5 mg/ℓ以上	5,000 MPN /100 ml以下
C	水産3級 工業用水1級	6.5以上 8.5以下	5 mg/ℓ以下	50 mg/ℓ以下	5 mg/ℓ以上	—
D	工業用水2級 農業用水	6.0以上 8.5以下	8 mg/ℓ以下	100 mg/ℓ以下	2 mg/ℓ以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/ℓ以上	—

注) 1 基準値は、日間平均値とする。
 2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 3 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 4 水産1級：ヤマメ、イワナ等の貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 5 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
 6 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

< 表 2-21 : 生活環境の保全に関する環境基準 (河川-イ) >

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg / ℓ以下	0.001 mg / ℓ 以下	0.03 mg / ℓ以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg / ℓ 以下	0.0006 mg / ℓ 以下	0.02 mg / ℓ以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg / ℓ 以下	0.002 mg / ℓ 以下	0.05 mg / ℓ以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg / ℓ 以下	0.002 mg / ℓ 以下	0.04 mg / ℓ以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。

ウ) 地下水に関する環境基準

地下水についても公共用水域と一つの水循環系を構成しているなどの観点から、環境基本法に基づき、公共用水域における環境基準健康項目とはほぼ同様の 28 項目について基準 (表 2-22) が設定されています。

また、「要監視項目」についても 24 項目が位置づけられ、継続して地下水等の水質測定を行い、その推移を把握していくこととされています (表 2-23)。

< 表 2-22 : 地下水の水質汚濁に係る環境基準 >

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カ ド ミ ウ ム	0.003 mg/ℓ 以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下
全 シ ア ン	検出されないこと。	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
鉛	0.01 mg/ℓ 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
六 価 ク ロ ム	0.05 mg/ℓ 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
砒 素	0.01 mg/ℓ 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下
総 水 銀	0.0005 mg/ℓ 以下	チ ウ ラ ム	0.006 mg/ℓ 以下
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと。	シ マ ジ ン	0.003 mg/ℓ 以下
P C B	検出されないこと。	チ オ ベ ン カ ル プ	0.02 mg/ℓ 以下
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 mg/ℓ 以下	ベ ン ゼ ン	0.01 mg/ℓ 以下
四 塩 化 炭 素	0.002 mg/ℓ 以下	セ レ ン	0.01 mg/ℓ 以下
ク ロ ロ エ チ レ ン	0.002 mg/ℓ 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下	ふ つ 素	0.8 mg/ℓ 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下	ほ う 素	1 mg/ℓ 以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下	1, 4-ジオキサソ	0.05 mg/ℓ 以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、物質毎に定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 「1,2-ジクロロエチレン」については、「シス体」と「トランス体」の和とする。

< 表 2-23 : 要監視項目及び指針値 (地下水) >

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
ク ロ ロ ホ ル ム	0.06 mg/ℓ以下	フェノブカルブ (B P M C)	0.03 mg/ℓ以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/ℓ以下	イプロベンホス (I B P)	0.008 mg/ℓ以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/ℓ以下	クロルニトロフェン (C N P)	—
イソキサチオン	0.008 mg/ℓ以下	ト ル エ ン	0.6 mg/ℓ以下
ダイアジノン	0.005 mg/ℓ以下	キ シ レ ン	0.4 mg/ℓ以下
フェントロチオン (M E P)	0.003 mg/ℓ以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/ℓ以下
イソプロチオラン	0.04 mg/ℓ以下	ニ ッ ケ ル	—
オキシシン銅 (有機銅)	0.04 mg/ℓ以下	モ リ ブ デ ン	0.07 mg/ℓ以下
クロロタロニル (T P N)	0.05 mg/ℓ以下	ア ン チ モ ン	0.02 mg/ℓ以下
プロピザミド	0.008 mg/ℓ以下	エピクロロヒドリル	0.0004 mg/ℓ以下
E P N	0.006 mg/ℓ以下	全 マ ン ガ ン	0.2 mg/ℓ以下
ジクロロボス (D D V P)	0.008 mg/ℓ以下	ウ ラ ン	0.002 mg/ℓ以下

◆◇用語説明◆◇

- 生物化学的酸素要求量 (BOD) : 微生物が水中の有機物 (すなわち汚濁物質) を分解するのに消費する酸素量のこと。数値が大きいほど汚濁度が高いことを示しますが、測定は 20℃で 5 日間放置することとされており、時間がかかります。
- 化学的酸素要求量 (COD) : 酸化剤を使用して水中の有機物を分解するのに必要な酸素量のこと。BOD 測定は検査に日数がかかるのに対し、COD 測定は 30 分～2 時間程度の短期間で求められるため BOD の代替指標として用いられることもあります。
- 溶存酸素量 (DO) : 水中に溶解している酸素量のこと、この数値が大きいほど水質が良好であるといえます。通常、BOD と DO は逆の相関関係を示します。
- 浮遊物質 (SS) : 水に濁りを生じさせる不溶性物質のこと、粒径は 1 μm～2mm。これが高濃度になると、魚のエラが詰まって窒息を起したり、水中植物の光合成を妨げて死滅させたりします。
- 大腸菌群数 : 大腸菌群は、一般に人畜の腸内に生息する細菌 (糞便 1 g 中に 10～100 億が存在) で、この量を測定することにより、水がし尿で汚染されているかどうかの指標となります。なお、本来の大腸菌とは別に、し尿とは無縁の若干の菌も含まれることがあります。

(2) 水質汚濁施設への対策

公害を未然に防ぐために、水質汚濁防止法、北海道公害防止条例及び恵庭市公害防止条例に基づいて、特定の施設から汚水や廃水（施設を設置している事業場敷地からの排水を含む。）を河川や湖沼、公共の水路などの公共用水域に排出させたり、地下に浸透させる場合は、その施設の設置内容・使用方法等を事前に届け出なければならないことになっており、これらの施設に対しては規制基準の遵守を義務づけています。

令和元年12月末現在の届出状況は（表2-24）のとおりで、法の対象となる施設については、北海道が立入調査などにより実際の使用状況等を確認しています。

< 表2-24：特定施設設置届出数（令和元年12月末現在） >

	日排水量 50 m ³ 未満	日排水量 50 m ³ 以上	合 計
水質汚濁防止法	22	10	32
北海道公害防止条例	0	0	0
恵庭市公害防止条例	1	3	4

法では、事前予防に力点を置き、特定施設からの排水に対して原則的に全水域一律の基準を設定しております。なお、水域によってはこの一律の排水基準では水質の汚濁防止が十分でないところも予測されるため、都道府県条例で一律排水基準よりも厳しい上乘せ排水基準を設定できることとしています。

ア) 有害物質に係る一般排水基準

全ての特定事業場に適用され、基準値の多くは水質環境基準の約10倍の値を設定しています。これは、排水水が公共用水域へ排出されるとそこを流れる河川水などによって、通常少なくとも約10倍程度は希釈されるであろうという想定に基づいており、従来は排水水の日間平均値でしたが現在は最大値で定められています（表2-25）。

イ) 生活環境項目に係る一般排水基準

1日あたりの平均的な排水水の量が50 m³以上の特定事業場の排水水に適用されます。BOD・COD・SS・窒素含有量及びリン含有量については、一般家庭下水を簡易な沈殿法により処理して得られる数値と同等のものとして定められ、大腸菌群数については、塩素滅菌法によって確保し得る数値とされています。その他の項目については、水道用水基準などの利用目的・河川水等による希釈などを考慮して定められています。この基準値も、まず排水水の最大値で定められています。BOD・COD・SS・窒素含有量及びリン含有量については、併せて日間平均値による基準も採用しています（表2-26）。

なお、窒素含有量及びリン含有量については、環境大臣が指定した湖沼及び海域に排出される排水水のみ適用される排水基準です。現在、本市に関係するところでは、えにお湖への排水水にのみリン含有量の排水基準が適用されています。

< 表 2-25 : 有害物質に係る一般排水基準 (一律) >

項 目		許 容 基 準
カドミウム及びその化合物		カドミウムにつき 0.03 mg/ℓ
シアン化合物		シアンにつき 1 mg/ℓ
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)		1 mg/ℓ
鉛及びその化合物		鉛につき 0.1 mg/ℓ
六価クロム化合物		六価クロムにつき 0.5 mg/ℓ
砒素及びその化合物		砒素につき 0.1 mg/ℓ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		水銀につき 0.005 mg/ℓ
アルキル水銀化合物		検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル		0.003 mg/ℓ
トリクロロエチレン		0.1 mg/ℓ
テトラクロロエチレン		0.1 mg/ℓ
ジクロロメタン		0.2 mg/ℓ
四塩化炭素		0.02 mg/ℓ
1,2-ジクロロエタン		0.04 mg/ℓ
1,1-ジクロロエチレン		1 mg/ℓ
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4 mg/ℓ
1,1,1-トリクロロエタン		3 mg/ℓ
1,1,2-トリクロロエタン		0.06 mg/ℓ
1,3-ジクロロプロペン		0.02 mg/ℓ
チウラム		0.06 mg/ℓ
シマジン		0.03 mg/ℓ
チオベンカルブ		0.2 mg/ℓ
ベンゼン		0.1 mg/ℓ
セレン及びその化合物		セレンにつき 0.1 mg/ℓ
ほう素及びその化合物	海域以外への公共用水域への排出	ほう素につき 10 mg/ℓ
	海域への排出	ほう素につき 230 mg/ℓ
ふっ素及びその化合物	海域以外への公共用水域への排出	フッ素につき 8 mg/ℓ
	海域への排出	フッ素につき 15 mg/ℓ
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		アンモニア性窒素に0.4を乗じたものと亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素との合計量について 100 mg/ℓ
1,4-ジオキサン		0.5 mg/ℓ
<p>【備考】</p> <p>1. 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2. 砒(ⅳ)素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。</p>		

< 表 2-26 : 生活環境項目に係る一般排水基準 (一律) >

項 目		許 容 限 度	
水素イオン濃度	海域以外への公共用水域への排出	5.8 以上 ~ 8.6 以下	
	海 域 へ の 排 出	5.0 以上 ~ 9.0 以下	
生物化学的酸素要求量 (BOD)		160 mg/ℓ	(日間平均 120 mg/ℓ)
化学的酸素要求量 (COD)		160 mg/ℓ	(日間平均 120 mg/ℓ)
浮遊物質量 (SS)		200 mg/ℓ	(日間平均 150 mg/ℓ)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉛油類含有量	5 mg/ℓ	
	動植物油脂類含有量	30 mg/ℓ	
フェノール類含有量		5 mg/ℓ	
銅含有量		3 mg/ℓ	
亜鉛含有量		2 mg/ℓ	
溶解性鉄含有量		10 mg/ℓ	
溶解性マンガン含有量		10 mg/ℓ	
クロム含有量		2 mg/ℓ	
大腸菌群数		日間平均 3,000 個/c m ³	
窒素含有量		120 mg/ℓ	(日間平均 60 mg/ℓ)
リン含有量		16 mg/ℓ	(日間平均 8 mg/ℓ)
【備 考】			
1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。			
2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。			
3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。			
4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。			
5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。			
6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。			
7. 磷(りん)含有量についての排水基準は、磷(りん)が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。			

◆◆用語説明◆◆

- 日間平均値：文字どおり 1 日当たりの平均的な数値のことで、水質汚濁防止法で使われている定義でいうと、「1 日の作業時間内において、排水水を 3 回以上測定した結果の平均値として取り扱う。この場合、作業開始直後及び作業開始直前において排水水が排出されている時点を必ず含むものとする。なお、終日作業している場合は、1 日につき夜間を含め 3 回以上測定するものとする。」とされています。

ウ) 上乗せ排水基準

上乗せ排水基準は、法が設定した一律の排水基準では水質汚濁防止上不十分であると認められた水域について、都道府県が水質汚濁防止法に基づき条例で定めることにより、より厳しい排水基準を上乗せするものであり、上乗せ排水基準が適用される区域の特定事業場は、指定項目について一般排水基準ではなく上乗せ排水基準が適用されます。

本市に関係するところでは、支笏湖水域と石狩川水域に設定されています（表2-27、表2-28、表2-29）。

< 表2-27：人の健康の保護に係る項目の上乗せ基準（単位：mg/ℓ） >

業種	項目	カドミウム	シアン	有機燐	六価クロム	砒素	総水銀	適用区域
非鉄金属鉱業		0.05	0.5	—	—	—	—	支笏湖水域
全業種 (非鉄金属鉱業を除く。)		0.01	検出されないこと。	検出されないこと。	0.05	0.05	0.0005	
非鉄金属鉱業		0.06	0.6	—	—	—	—	石狩川水域

< 表2-28：生活環境の保全に係る項目の上乗せ基準（単位：mg/ℓ） >

対象業務	項目	BOD		SS		適用区域
		許容限度	日間平均	許容限度	日間平均	
肉製品製造業		80	60	70	50	石狩川水域
乳製品製造業（平均排水量1,000 m ³ /日以上）		80	60	70	50	
紙製造業		—	—	150	110	
パルプ製造業（クラフトパルプ製造施設のみを有するもの）		150	110	120	100	
パルプ製造業（クラフトパルプ製造施設のみを有するものを除く。）		—	—	120	100	
化学肥料製造業		—	—	70	50	
ガス供給業		80	60	70	50	
と畜業（活性汚泥法による排水処理をするもの）		—	—	70	50	
し尿処理施設（し尿浄化槽以外のもの）		40	30	90	70	
し尿浄化槽（S46.9.23以前に設置され、処理対象501人以上）		120	90	—	—	
し尿浄化槽（S46.9.24から47.9.30までの間に設置、処理対象501人以上）		80	60	—	—	
し尿浄化槽（S47.10.1以後設置、処理対象501人以上）		40	30	90	70	
下水終末処理施設（活性汚泥法、標準散水ろ床法で処理）		—	20	—	70	
下水終末処理施設（高速散水ろ床法、モディファイド・エアレーション法で処理）		—	60	—	120	

< 表2-29：生活環境の保全に係る項目（一般項目）の上乗せ基準（単位：mg/ℓ） >

	ノルマルヘキサン抽出物質 (鉱物類)	フェノール類	銅	亜鉛	溶解性鉄	溶解性マンガン	ふっ素	適用区域
非鉄金属鉱業	—	—	1.5	2.5	—	—	—	支笏湖水域
全業種	1	1	—	—	—	—	—	

【備考】 1. 平均的な排出量が50 m³/日以上工場・事業場に適用する。
2. 温泉を利用する旅館については、ふっ素に係る排水基準は適用しない。

(3) 河川水質調査（調査地点位置図：資料4）

本市では、市内を流れる7河川から10地点を選び、2ヶ月ごとに生物化学的酸素要求量（BOD）など11項目について定点観測を行っています。

なお、生活環境の保全に関する環境基準については、本市内を流れる河川のうち千歳川のみが類型指定（A類型）されています。したがって、千歳川以外の河川については正確には環境基準と比較した評価はできません。

<結果>（調査結果：資料5）

河川の水質の汚濁状況を見るための最も一般的な指標であるBOD（各年の全ての日間平均値の75%水質値）の経年変化を河川ごとに示します（図2-4～図2-10）。

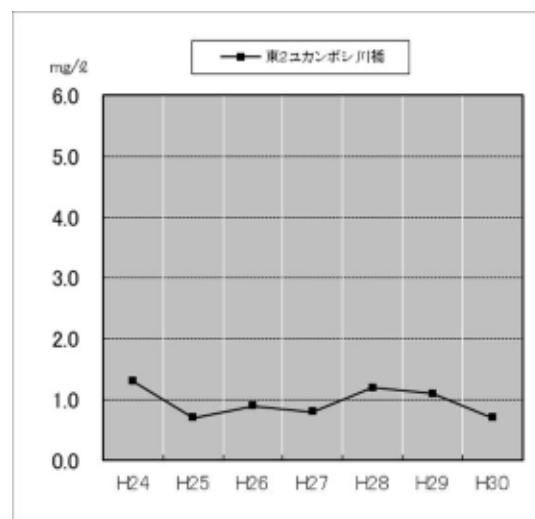
◆◇用語説明◇◆

- 75%水質値：ある調査箇所の年間の全測定データ（日間平均値）をその値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ n ：測定したデータ数）にあたるデータ値のこと。 $0.75 \times n$ が整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目の値とします。環境基準と比較した場合の評価方法としては、年間の全測定データのうち75%以上のデータが基準値を満足する場合に、環境基準に適合しているものと判断します。

ア) ユカンボシ川

恵庭公園は原生林の多い水の生まれる公園として、市民に親しまれている公園ですが、ユカンボシ川はここから生まれ、千歳市の長都川へと合流しています。本市内における延長は4 kmで、下流域で農業用水などとして利用されています。

公共下水道の整備に伴い「東2ユカンボシ川橋」の水質も以前に比べると改善され安定化の傾向にあります。

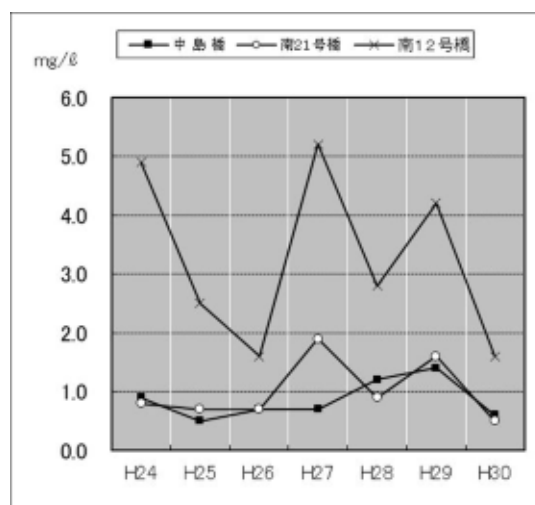


< 図2-4：ユカンボシ川BOD(75%値)の経年変化 >

イ) 漁川

盤尻の国有林内に水源を発し、漁太で千歳川と合流する漁川は延長45 kmと、市内の河川では最も大きく、水道水源や発電・農業用水などとして幅広く利用されています。また、市街地中心部を貫いて流れていることから、市民が河川と触れ合うことのできる空間となるよう、各種数値の改善を目指しています。

「南12号漁川橋」のBODが高い数値となっています。これは、市の下水終末処理場の排水吐口の下流側にあたることから、その排水中のアンモニア等窒素成分の硝化作用により、見かけ上の酸素要求量が大きく見えるためだと思われます。

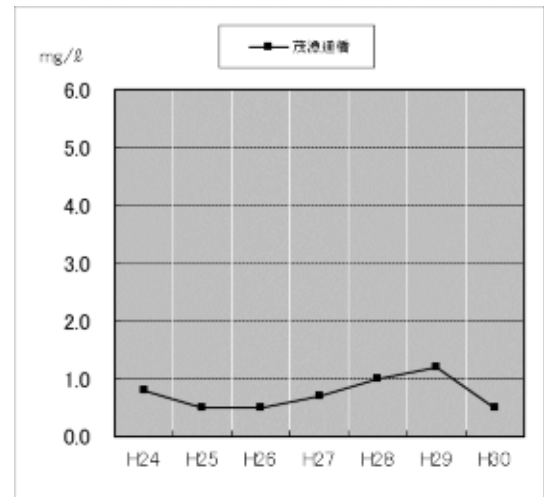


< 図2-5：漁川BOD(75%値)の経年変化 >

ウ) 茂漁川

水源が桜森の北海道大演習場内にあり、中島町で漁川と合流している茂漁川は延長 10 km で、上流部で農業用水として取水されています。

源流部が近いことから、水質は全体的に安定した良好な状況にあり、多自然型工法による河川改修の成果もあって、バイカモの密生する清流に戻った河川です。

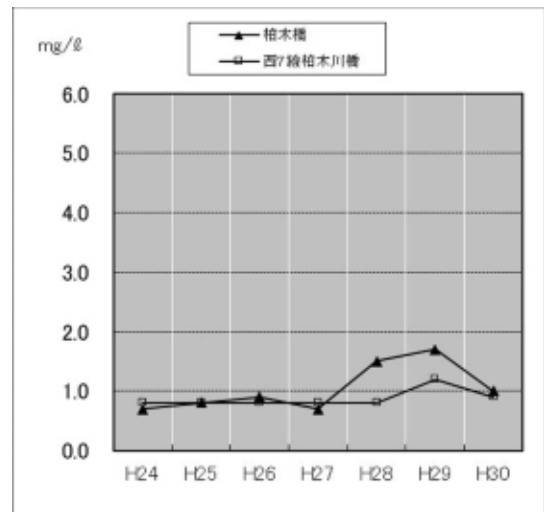


< 図 2-6 : 茂漁川 BOD(75%値)の経年変化 >

エ) 柏木川

水源が桜森の北海道大演習場内にあり、穂栄で島松川へと合流する柏木川は延長 22 km で、水源直下に水産ふ化場や民間養魚場が立地するほか、農業用水にも利用されています。

最上流辺りは大変清らかな水質ですが、島松川に合流するまでの間に、工場排水、生活排水及び農業排水などが流入し、恒常的にはありませんが汚濁が見られることがあります。

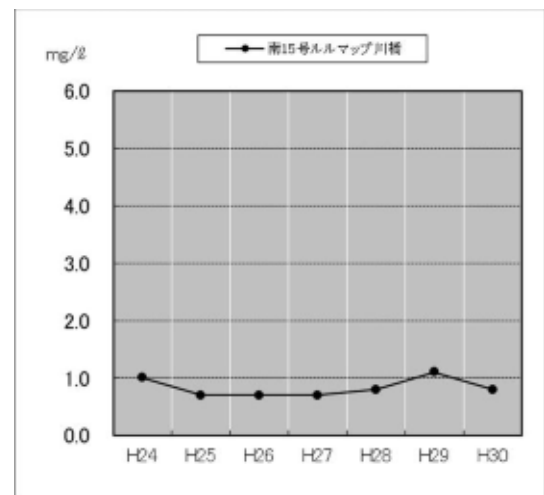


< 図 2-7 : 柏木川 BOD(75%値)の経年変化 >

オ) ルルマップ川

水源は桜森の北海道大演習場内で、下島松で柏木川に合流するルルマップ川は延長 13 km で、農業用水に利用されてきました。

流量が少ない河川のため、農業排水などによる影響を受けやすく、過去には水質が悪化した時期もありましたが、現在では汚染源もほとんどなく安定した水質となっています。

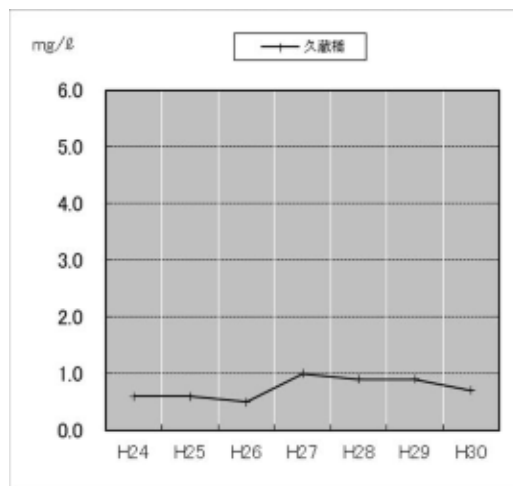


< 図 2-8 : ルルマップ川 BOD(75%値)の経年変化 >

カ) 島松川

水源が桜森の北海道大演習場内にあり、北島で千歳川と合流するこの川は延長 21 km で、上流域には養魚場などがあり、下流域では農業用水として利用されています。

流域には住宅や事業場などが少ないため水質も良く、比較的自然が多く残されている河川です。

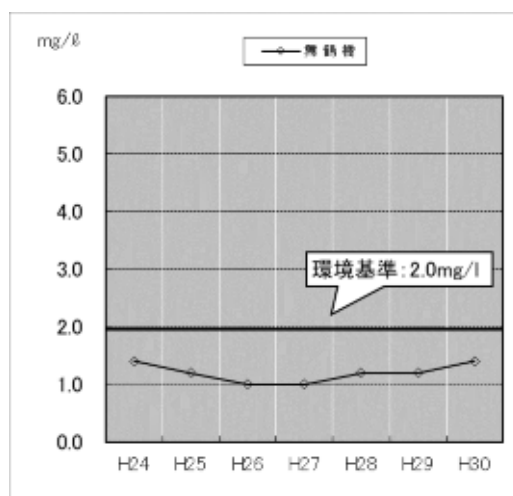


< 図 2-9 : 島松川 BOD (75%値) の経年変化 >

キ) 千歳川

千歳川は支笏湖に源流部を持ち、周辺の山間を経て多くの支川を集めながら石狩平野を北上して石狩川に合流する延長 108 km、流域面積 1,246 km²の河川です。流域には、上流から千歳市、長沼町、恵庭市、北広島市、南幌町、江別市の順で 4 市 2 町が位置しています。

BOD などの生活環境の保全に関する環境基準については、本市内を流れる河川のうち千歳川のみが類型指定 (A 類型) されており、環境基準と比較した評価が可能です。千歳川は支川が合流することにより水質が悪くなっていきますが、舞鶴橋では基準を満足する年が続いています。



< 図 2-10 : 千歳川 BOD (75%値) の経年変化 >

<千歳川水系水質保全連絡会議>

昭和 49 年 2 月、千歳川の水質を保全するのに必要な情報・資料収集や交換を目的に流域の 4 市 2 町が参集し、北海道の関係振興局の協力も得て「千歳川水系水質保全連絡会議」が発足しました。同連絡会議は以来 40 年以上にわたり、定点観測による水質調査、千歳川の川下りによる水質調査、また汚染源調査などを共同で実施し、得られた情報をそれぞれの行政に活用しています。

(4) 地下水水質調査

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有機塩素化合物は、主に精密部品の洗浄剤、金属製品の脱脂洗浄剤あるいはドライクリーニング用などとして使用されてきた経緯があり、発ガン性のあることが知られています。現在では排出規制が徹底され、安全性の高い代替物質への転換が図られるなど、事業場等からの地下浸透を防止するための措置が講じられていますが、過去には工業地域の地下水が汚染されたとして全国的に問題となりました。

また、近年、窒素系化学肥料の過剰施肥や畜産系ふん尿の不適切な取り扱いから、アンモニア及び亜硝酸・硝酸化合物の地下水汚染も問題になっています。地下水は一度汚染されると回復が非常に困難であるため、道では全道の該当する市町村や地域と一体となって改善に向けて取り組んでいます。

本市では、過去に有機塩素化合物や亜硝酸・硝酸化合物等で地下水が汚染された事例について、道の調査を補う形でその周辺の地下水水質調査を行ってきました (有機塩素化合物、亜硝酸等化合物それぞれ 1 件 2 箇所。計 4 箇所)。数値の改善が見られた等の理由から、平成 28 年度をもって 3 箇所の調査を終了し、平成 29 年度の残り 1 箇所 (亜硝酸・硝酸化合物によるもの) の調査も終了しました。

(5) ゴルフ場使用農薬の安全使用対策

現在の農薬は有機系化合物により製造されており、その多くは散布後、物理的・化学的・生物的な作用により、自然界に存在する物質へと分解されます。しかし、中にはこれらの作用によっても分解されず、その毒性を保ったまま流出・残留することで、環境汚染を引き起こしてしまうものもあります。

本市内でゴルフ場を営み農薬を使用する場合には、道や市の指導要綱により農薬使用管理者を定め、受払の記録、保管庫の整備の義務づけなど細かな規定があります。また、各ゴルフ場とは公害防止協定を結び、万が一河川に農薬が流出して悪影響を及ぼした場合の責任を明確化するなど、農薬の安全使用に向けて取り組んでいます。

本市では農薬を含んだ排水が河川に流入しないように特に注視しており、降雨や雪解けなどに伴う排水については、ゴルフ場が自主調査を行っているほか、本市も独自に排水口、調整池や直下の河川等で調査・分析を行っています。排出量の指針値については、平成29年3月に国から示された「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」に従い、農薬取締法に基づく水質汚濁に係る農薬登録基準値（以下、水濁基準値）及び水産動植物被害に係る農薬登録基準値（以下、水産基準値）に基づき設定されています。また、水濁・水産基準値の設定されていない農薬についても、現在得られている知見等を基に、人の健康保護に関する視点を考慮して、暫定的な指導指針値が設定されているものもあります。

平成30年度の調査結果では、調査した農薬の全てで指針値を超えるものはありませんでした。

2. 水道水源保全の取り組み

(1) 恵庭市漁川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例

本市内を流れる漁川は、恵庭市民の生活に潤いと安らぎを与えるとともに、水道水を供給する貴重な水源域です。しかし、良好な自然環境への市民ニーズが近年一層の高まりを見せている一方、私たちの生活や経済活動から生ずる排出水がその水質に影響を及ぼすことが懸念されるようになりました。

本市の水道水は、この漁川上流に位置する石狩東部広域水道企業団漁川浄水場より日最大供給量24,000 m³を受水し、さらに、同企業団浄水場のやや下流にある本市の浄水場から日最大給水量8,000 m³を供給していました。しかし、平成27年4月1日からは、本市の浄水場を廃止し、代わりに石狩東部広域水道企業団が運営する千歳川浄水場から日最大供給量6,400 m³を受水しています。

このように本市の浄水場は廃止したものの、依然として、漁川からは同企業団が恵庭市のほか北広島市、江別市、千歳市に日最大72,000 m³を供給しており、地域の重要な水源であることには変わりありません。上流域のこの大切な水源を積極的に保全し、約7万人の恵庭市民が現在及び将来にわたって安全な水を飲めるように、「恵庭市漁川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例」を設けてその排出水の水質を規制しています。

保全地域として盤尻地区の一部（国有林野及び北海道大演習場区域を除く）を指定しており（巻末資料6）、規制対象とする事業場は、ゴルフ場と廃棄物最終処分場の2種類です。排水基準についてはゴルフ場に関する国の指導指針や、法規制等に基づき最も厳しい値を設定しているほか、対象事業者には新設・拡張時の届出や事前の住民説明会の実施等の義務を課しています。

(2) 安全な水道水の供給

本市では安全で良質な水道水を供給するために、水源の川や湖、そして配水池から家庭に届くまでの水の流れの各段階で厳重な水質管理を実施しています。なかでも、水質検査は水道水の安全性を確認するために不可欠であり、水質管理の中核をなす大切な要素です。平成15年改正の水道法に基づく水質基準には、ヒ素、シアン、水銀など人の健康に影響を与える項目や色、濁り、味など生活利用上支障が生じるおそれがある項目など、水道水が備えるべき水質上の要件として定められた51項目が設定されており（表2-30）、本市では毎年作成する水質検査計画に基づいて水道水の品質管理を行っています。

< 表 2-30 : 水道水の水質基準項目 >

項目名	基準値	分類	概要
一般細菌	100 個/ml 以下	病原生物	一般細菌として検出される細菌の多くは、直接病原菌との関連はないが、多量に検出される場合は病原生物に汚染されている可能性がある。また、消毒効果を確かめる半断基準となる。
大腸菌	検出されないこと。		ヒト及び動物の糞便中に存在する。飲料水中で大腸菌が検出された場合、糞便に由来する病原菌に汚染されている可能性がある。
カドミウム及びその化合物	0.003 mgCd/l 以下	無機物質・重金属	電気めっき、顔料、電池等に用いられている。鉱山や工場排水等から混入する可能性がある。イタイイタイ病の原因物質として知られている。
水銀及びその化合物	0.0005 mgHg/l 以下		体温計、乾電池、歯科用等に用いられる。工場排水等から汚染される場合がある。有機水銀化合物は水俣病の原因物質として知られている。
セレン及びその化合物	0.01 mgSe/l 以下		生体微量必須元素で自然界に存在している。半導体材料、顔料、薬剤等に利用され、工場排水等から混入する可能性がある。
鉛及びその化合物	0.01 mgPb/l 以下		蓄電池、はんだ等に広く用いられ、工場排水等から汚染される場合がある。水道水中の鉛は主に鉛管からの溶出によるもの。
砒素及びその化合物	0.01 mgAs/l 以下		半導体材料、殺菌剤、医薬品原料、ガラス工業等に用いられている。工場排水等から混入する可能性がある。
六価クロム化合物	0.02 mgCr/l 以下		クロムめっき、電池、顔料等に用いられる。工場排水等から混入する可能性がある。
亜硝酸態窒素	0.04 mg/l 以下		自然界に広く存在しており、窒素肥料、化学工業、食品の防腐剤等に用いられている。工場排水等から混入する可能性がある。
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mgCN/l 以下		自然水中にはほとんど存在せず、シアン化合物を含む工場排水等の混入によって検出される場合がある。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l 以下		自然界に広く存在しており、窒素肥料、化学工業、食品の防腐剤等に用いられている。工場排水等から混入する可能性がある。
フッ素及びその化合物	0.8 mgF/l 以下		自然界に広く分布しており主に地質に由来する。アルミニウム電解、セラミックス、半導体等で用いられる。高濃度の摂取は斑状歯の原因となる。
ホウ素及びその化合物	1.0 mgB/l 以下		金属表面処理、ガラス工場等で用いられる。また火山地帯の地下水や温泉などに含まれる場合がある。
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下		一般有機化学物質
1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下	溶剤、オイル、ワックス等に用いられる。	
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	主に塩化ビニリデン樹脂の原料。揮発性が高いが地下に浸透すると地下水を汚染する。	
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	有機溶剤、ラッカー、香料等に用いられる。揮発性が高いが地下に浸透すると地下水を汚染する。	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	塗料の剥離剤、洗浄剤、溶媒等に用いられる。揮発性が高いが地下に浸透すると地下水を汚染する。	
トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	ドライクリーニング等に用いられる。揮発性が高いが地下に浸透すると地下水を汚染する。	
ベンゼン	0.01 mg/l 以下	溶剤、ドライクリーニング等に用いられる。揮発性が高いが地下に浸透すると地下水を汚染するが微生物により緩やかに分解される。	
塩素酸	0.6 mg/l 以下	消毒副生成物	塩素処理等により、原水中の有機物質と塩素が反応して生成される。
クロロ酢酸	0.02 mg/l 以下		塩素処理等により、原水中の有機物質と消毒剤の不純物により生成される。
クロロホルム	0.06 mg/l 以下		
ジクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下		塩素処理等により、原水中の有機物質と消毒剤の不純物により生成される。
ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l 以下		
臭素酸	0.01 mg/l 以下		小麦粉改良剤、毛髪のコールドウェーブ用品に用いられる。オゾン処理や消毒剤の次亜塩素酸生成時に不純物の臭素が酸化されて生成する。
総トリハロメタン	0.1 mg/l 以下		総トリハロメタンとは、クロロホルム、ブロモジクロロメタン、ジブロモクロロメタン及びブロモホルムの4物質の総称。
トリクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下		塩素処理等により、原水中の有機物質と塩素が反応して生成される。
ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l 以下		塩素処理等により、原水中の有機物質と消毒剤の不純物により生成される。
ブロモホルム	0.09 mg/l 以下		
ホルムアルデヒド	0.08 mg/l 以下		塩素処理等により、原水中の有機物質と塩素が反応して生成される。

< 表 2-30 (続き) : 水道水の水質基準項目 >

項目名	基準値	分類	概要
亜鉛及びその化合物	1.0 mgZn/ℓ 以下	色	写真凸版、乾電池、めっき等に用いられる。工場排水等から混入する場合があります。高濃度に含まれると白濁の原因となる。
アルミニウム及びその化合物	0.2 mgAl/ℓ 以下		地質中にもっとも多く含まれる物質。合金、家庭用品、電気部品等に用いられる。水道では凝集剤として利用される。
鉄及びその化合物	0.3 mgFe/ℓ 以下		生体必須元素。高濃度に含まれると、異臭味（金気臭）や洗濯物の着色（赤褐色）の原因になる。
銅及びその化合物	1.0 mgCu/ℓ 以下		生体微量必須元素。工場排水等の混入のほか、水道水中には銅管から溶出する場合があります。高濃度に含まれると着色（青色）の原因となる。
ナトリウム及びその化合物	200 mgNa/ℓ 以下	味覚	石鹼、食品工業等に用いられる。自然水中に広く存在し、水質基準では味覚を考慮した数値となっている。
マンガン及びその化合物	0.05 mgMn/ℓ 以下	色	生体微量必須元素であり地質中に広く分布する元素のひとつ。乾電池、医薬品、合金等に用いられる。高濃度に含まれると酸化して黒く着色することがある。
塩化物イオン	200 mg/ℓ 以下	味覚	地質や海水の浸透、下水、家庭排水、工場排水及びし尿等の混入によって濃度が増加する。水質基準では味覚を考慮した数値となっている。
カルシウム・マグネシウム等（硬度）	300 mg/ℓ 以下		硬度とはカルシウムイオンとマグネシウムイオンの合計量をいい、主として地質によるもの。硬度は低すぎると淡白でコクのない味がし、硬度が高すぎると口に残るような味がする。硬度が高い水は、石鹼の泡立ちを悪くする。
蒸発残留物	500 mg/ℓ 以下		水中に浮遊する物質と溶解する物質の総和。主な成分には、カルシウム、マグネシウム、ケイ酸、ナトリウム、カリウム等の塩類及び有機物。
陰イオン界面活性剤	0.2 mg/ℓ 以下	発泡	洗濯排水、工場排水等の混入に由来し、高濃度に含まれると水の泡立ちの原因となる。
ジェオスミン	0.00001 mg/ℓ 以下	かび臭	アナバナ属やフォルミジウム属などの藍藻類や放線菌により産生される。
2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/ℓ 以下		
非イオン界面活性剤	0.02 mg/ℓ 以下	発泡	洗剤、乳化剤等に用いられる。洗濯排水、工場排水等の混入に由来し、高濃度に含まれると水の泡立ちの原因となる。
フェノール類 (フェノールの量に換算して)	0.005 mg/ℓ 以下	臭気	防腐剤、医薬品、合成樹脂等に用いられる。自然水に含まれることはなく、工場排水等から混入する場合があります。異臭味の原因となる。
有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/ℓ 以下	味覚	有機物等による汚染の度合いをあらわす。し尿、下水、工場排水等の混入により増加する。多く含まれると味を悪くする原因となる。
pH 値	5.8 以上 8.6 以下	基礎的 性状	pH7 は中性をあらわし、それより低いと酸性が強くなり、高いとアルカリ性が強くなる。
味	異常でないこと。		水の味は、水に溶存する物質の種類・濃度によって感じ方が異なってくる。
臭気	異常でないこと。		水の臭気は、化学物質による汚染、藻類の繁殖、下水の混入及び地質等に起因する。
色度	5 度以下		水の着色の程度を示すもので、基準値以下であれば、ほぼ無色。
濁度	2 度以下		水の濁りの程度を示すもので、基準値以下であれば、ほぼ透明。

第3節 その他の環境汚染に対する取り組み

1. ダイオキシン類に係る問題への取り組み

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びダイオキシン様ポリ塩化ビフェニルの総称で、化学物質の合成過程や燃焼過程などで非意図的に生成されます。ダイオキシン類には、その化学構造によっておよそ 200 以上の種類があります。一般的な性質として熱や酸、アルカリなどによって分解されにくく、環境中で安定した物質であること、また脂肪によく溶けるため生物の体内に取り込まれると脂肪組織などに蓄積しやすく、体外に排出されにくいことなどが分かっています。

ダイオキシン類発生の原因には様々なものがありますが、塩化ビニールのような塩素を含んだ廃棄物の焼却時に、その焼却温度、燃焼条件や排ガス処理の状況等が大きな影響を及ぼすと考えられています。ダイオキシン類の毒性については、ベトナム戦争でアメリカ軍が大量に散布した「枯れ葉剤」による被害（先天性異常児出産等）でよく知られているほか、発ガン性も指摘されています。

(1) ダイオキシン類に関する環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づいて、大気・水質・土壌・底質（川底の泥）の各々についてダイオキシン類濃度の環境基準が設けられています。環境基準（表 2-31）については TDI（耐容 1 日摂取量）を踏まえ設定されています。

< 表 2-31：ダイオキシン類に係る環境基準 >

媒体	基準値	備考
大気	0.6 pg - TEQ/m ³ 以下 (年平均値)	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
水質	1 pg - TEQ/l 以下 (年平均値)	公共用水域及び地下水について適用する。
土壌	1,000 pg - TEQ/g 以下	廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。 環境基準が達成されている場合であっても、250 pg - TEQ/g 以上の場合には必要な調査を実施することとする。
底質	150 pg - TEQ/g 以下	全ての公共用水域について適用する。

(2) ダイオキシン類発生施設への対策

ダイオキシン類を発生する一定規模以上の特定の施設を設置し、あるいは使用しようとする事業者は、ダイオキシン類による環境汚染を未然に防ぐために、法に基づきその施設の設置内容・使用方法等を事前に届け出なければならないことになっており、これらの施設に対しては排出基準の遵守を義務づけています（表 2-32、表 2-33）。

平成 30 年末の届出状況は（表 2-34）のとおりですが、平成 14 年 12 月から法による排出基準が厳しくなったこともあり、稼働中の特定施設の数も減少しました。なお、ダイオキシン類に係る水質基準の対象施設については本市では届出はありません。

ダイオキシン類に係る特定施設については、道が立入調査などにより届出状況の確認をしています。

◆◇用語説明◇◆

- 耐容 1 日摂取量（Tolerable Daily Intake、TDI）：人が一生涯にわたって体内に取り込んでも健康に影響が現れないと判断される 1 日当りの摂取量。ダイオキシン類の TDI は体重 1 kg 当り 4 ピコグラム以下と定められている。
- 毒性等量（TEQ）：ダイオキシン類は毒性が各々異なっているため、なかでも一番毒性が強い 2,3,7,8-TeCDD の毒性を基準に、他のダイオキシン類の毒性も 2,3,7,8-TeCDD の毒性に換算してから足し合わせて、全体としての毒性の値（TEQ）としている。

< 表 2-32 : ダイオキシン類に係る排出基準 (大気) >

(単位 : ng-TEQ/m³N)

特定施設種類	施設規模 (焼却能力)	新設施設基準	既設施設基準
廃棄物焼却炉 (火床面積が 0.5 m ² 以上、又は焼却能力が 50 kg/h 以上)	4t/h 以上	0.1	1
	2t/h-4t/h	1	5
	2t/h 未満	5	10
製鋼用電気炉 (変圧器の定格容量が 1,000 キロボルトアンペア以上)		0.5	5
焼結鉱 (銑鉄の製造の用に供するものに限る。) の製造の用に供する焼結炉 (原料の処理能力が 1t/h 以上)		0.1	1
亜鉛の回収 (製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。) の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉 (原料の処理能力が 0.5t/h 以上)		1	10
アルミニウム合金の製造 (原料としてアルミニウムくず (当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。) を使用するものに限る。) の用に供する焙焼炉、溶解炉、乾燥炉 (焙焼炉、乾燥炉 : 原料の処理能力が 0.5t/h 以上、溶解炉 : 容量が 1 t 以上)		1	5

注 : 既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用されていた廃棄物焼却炉 (火格子面積が 2 m²以上、又は焼却能力 200 kg/h 以上) 及び製鋼用電気炉については、上表の新設施設の排出基準が適用されている。

< 表 2-33 : ダイオキシン類に係る排出基準 (水質) >

(単位 : pg-TEQ/L)

特定施設種類	排出基準
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	
アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	
担体付き触媒の製造 (塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。) の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
カプロラクタムの製造 (塩化ニトロシルを使用するものに限る。) の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	
4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	

ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設
亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設
担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供するろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設
廃棄物焼却炉（火床面積 0.5 m ² 以上又は焼却能力 50kg/h 以上）に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設
廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設及び PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設及び分離施設
フロン類（CFC 及び HCFC）の破壊（プラズマ反応法、廃棄物混焼法、液中燃焼法及び過熱蒸気反応法によるものに限る。）の用に供するプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設
水質基準対象施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設

※廃棄物の最終処分場の放流水に関する基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理基準を定める命令により 10pg-TEQ/L。

< 表 2-34 : ダイオキシン類に係る大気基準適用施設（令和元年 12 月末時） >

		施設数
鉄鋼業焼結施設		0
製鉄用電気炉		0
亜鉛回収施設		0
アルミニウム合金製造施設		0
廃棄物焼却炉	4 t/時 以上	0
	2 t/時～4 t/時	2
	2 t/時 未満	2
合 計		4

第4節 公害防止協定等

公害の発生や環境の悪化をもたらすおそれのある事業場が新たに設置される場合は市公害防止条例に基づき、「公害防止協定」を締結しています。ゴルフ場については農薬の安全使用に関する指導要綱に基づき協定を締結し、農薬の適正な使用と公害防止に努めています。これまでに締結された事業場は（表2-35）のとおりです。

< 表2-35：本市との公害防止協定締結事業場 >

事業場名	所在地	締結年月	備考
不二建設株式会社	北柏木町3丁目	昭和50年1月	
株式会社ロバパン	恵南1番地	昭和58年6月	
札幌エルムカントリークラブ	島松沢55番地	平成2年2月	
株式会社新薬開発研究所	戸磯452番地	平成3年8月	覚書
株式会社エバーライブ	盤尻17番地	平成4年7月	
日本エア・リキッド株式会社	戸磯76番地28	平成6年9月	
ホテルモントレ株式会社 (随縁カントリークラブ)	盤尻144番地	平成12年4月	
恵庭開発株式会社 (恵庭カントリー倶楽部)	盤尻53番地	平成24年10月	

第3章 人と自然との共生の確保

第1節 自然環境の保全

地球上には数千万種に及ぶと言われる多様な生物種が存在しています。多様な種が存在するという事は、それだけ多様な生息環境＝生態系が地球上に存在していること（これを「生物多様性」といいます。）を示しています。

しかし、このような多様な生物種はそれぞれが独立して存在しているわけではなく、互いに網の目のような関係を持つてはじめて存在が可能となるものです。つまり、食物連鎖のシステムからも分かるように、この関係のどこか一ヶ所が切れても生態系（このなかには我々人類も当然含まれます。）のバランスは崩れ、成り立たなくなるおそれがあります。したがって、単純に特定の種の生物の保護に力を注ぐことが必ずしも自然保護になるわけではなく、満遍のないあらゆる種の生物や自然環境の保全が地球環境を守るうえで大切なこととなります。

1. 恵庭の自然

本市は、行政面積294.65平方キロメートルのうち、自衛隊の演習地も含めるとおよそ3分の2が森林地域となっています。山岳部は西端側に支笏洞爺国立公園の一部を含んでおり、恵庭岳のすそ野に広がる恵庭溪谷には、漁岳や空沼岳に源流部を持つ漁川とラルマナイ川が貫流し、白扇の滝などのすぐれた自然景観に恵まれています。

植生について見ると、標高の高いところから順に、ハイマツ群落、ダケカンバ、ハンノキ、ナナカマドの上部広葉樹林、エゾマツ、トドマツ、ミズナラ、ニレ、イタヤカエデ、カシワ、シナノキなどの多種が混交する針広混交林となっており、植林地以外は主にクマザサ、チシマザサを林床とした、本道中央部を象徴する林相となっています。

しかし、平野部は千歳川水系の多くの河川の流域を含み、広大な田園が広がる大変に水環境に恵まれた地域となっている一方、市街地では人口の増加や企業進出による住宅団地や工業団地の開発により、自然は徐々にですが減少傾向にあります。

(1) 条例に基づく環境保全地区等

良好な自然環境は、都市計画法、森林法といった法の運用により維持・保全が図られてきたほか、北海道自然環境等保全条例や恵庭市水と緑のまちづくり推進条例では、良好な環境を形成している樹林地、由緒由来のある樹木や美観風致などを維持するための樹木で、住民の休養や都市景観上保全することが必要と認められるものを、保護地区・保全地区や保護樹木として指定し、地区内で行う行為を制限するなど保全・保護を図っています。それらの指定地区を（表3-1、表3-2）に示します。

＜ 表3-1：北海道自然環境等保全条例指定の環境緑地保護地区等 ＞

名 称	所 在 地	指 定 内 容
西島松環境緑地保護地区	西島松	広葉樹壮齡林 2.17ha
下島松環境緑地保護地区	島松旭町3丁目	広葉樹壮齡林 0.56ha
豊栄神社環境緑地保護地区	大町3丁目	境内林 0.78ha
島松神社環境緑地保護地区	島松本町4丁目	境内林 0.76ha
恵庭市庁舎前庭記念保護樹木	京町	イチイ 3本

＜ 表3-2：恵庭市水と緑のまちづくり推進条例指定の自然環境保全地区等 ＞

名 称	所 在 地	指 定 内 容
恵庭公園動植物保全地区	駒場町4丁目	樹林地等 42.0ha
中恵庭公園環境緑地保全地区	上 山 口	樹林地等 1.1ha
開拓記念公園環境緑地保全地区	南 島 松	樹林地等 1.1ha
恵庭小学校保護樹木	福住町2丁目	アカマツ・ハルニレ
中恵庭出張所前保護樹木	中 央	イチイ
恵み野森公園保護樹木	恵み野北6丁目	リギダマツ 2本
茂漁松園線道路保護樹木	南 島 松	ハルニレ
グリーンベルト横保護樹木	福住町2丁目	ハルニレ・ヤマモミジ

平成30年9月の台風21号及び北海道胆振東部地震では、市内環境保全地区でも倒木や枝折れ等の被害が発生しました。被害状況の一覧を（表3-3）に示します。

＜ 表3-3：平成30年9月の台風21号及び北海道胆振東部地震による環境保全地区等の被害状況 ＞

名 称	被 害 状 況
西島松環境緑地保護地区	異常なし
下島松環境緑地保護地区	倒木3本
豊栄神社環境緑地保護地区	倒木1本
島松神社環境緑地保護地区	異常なし
恵庭市庁舎前庭記念保護樹木	異常なし
恵庭公園動植物保全地区	倒木20本、枝・幹折れ87本
中恵庭公園環境緑地保全地区	倒木2本、枝・幹折れ5本
開拓記念公園環境緑地保全地区	倒木2本、枝・幹折れ5本
恵庭小学校保護樹木	異常なし
中恵庭出張所前保護樹木	異常なし
恵み野森公園保護樹木	異常なし（公園内の他樹木では倒木5本、枝・幹折れ5本）
茂漁松園線道路保護樹木	異常なし
グリーンベルト横保護樹木	ハルニレ枝折れ

(2) その他の指定地域・森林等

北海道森林管理局では道路沿いや湖沿いの人間にとってアクセス可能な森林であって、自然を満喫したり、森林浴や自然観察、あるいはハイキングやスキーなどといった自然に親しむことができるものを「レクリエーションの森」として位置づけしています。本市内では、えにわ湖周辺の次の森がその設定をされています。

- 「レクリエーションの森（自然観察教育林）」：緑のふるさと森林公園近辺の森
- 「レクリエーションの森（風景林）」：上記以外のえにわ湖周辺の森

2. 恵庭の野生鳥獣

(1) 有害鳥獣駆除

北海道は豊かで変化に富んだ自然環境に恵まれており、そこには様々な野生鳥獣類が生息し、日本国内のほかの地域とは異なった特有の生物相を形成しています。こうした野生鳥獣の保護管理には、これまで「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」などにより必要な措置を講じてきました。

しかしながら、市内に生息する野生鳥獣類には、私たち人間の生活やバランスのとれている自然環境にとって著しく害を及ぼしているものがあります。また、もともとの在来種のほかに、移入動物であるアライグマやミンクなどもあります。

特に北米原産であるアライグマは、ペットとして日本に輸入されたものが昭和50年代頃から野生化したと言われており、甚大な農作物被害や養殖魚の捕食による内水面漁業被害などを発生させて大きな問題となりました。

近年は、人間に対する農漁業被害はもとより、他の動物や野鳥の生息環境を圧迫し、既存の生態系に対する悪影響が心配される状況となっています。

本市では、野生鳥獣による農業被害やその他の被害に対して、一義的には自助努力による被害回避の啓発に努めていますが、やむを得ない場合においては生態系に影響を与えない範囲で有害鳥獣駆除を許可・実施してきました。

特にアライグマについては本市での被害が甚大であったため、他の市町村に先駆けて平成8年度から駆除の許可・実施（表3-4）を行うようになりました。また、既存の生態系を守るためにアライグマの駆除を推進する国の方針も受け、平成18年4月1日より令和3年3月31日までの15年間（平成23年1月に10年間延長更新）「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき市内全域を確認区域として指定し、アライグマ、カニクイアライグマ及びアメリカミンクに限り、計画的な防除として、箱わなにより捕獲し、適切な処分を行っています。

しかしながら、その後の積極的な駆除の実施にもかかわらず、旺盛な繁殖力のためなかなか推定生息数が減らないのが実情です。

<表3-4：アライグマ捕獲数及び農業被害額の推移>

		単位～捕獲数(上段):頭 被害額(下段):千円									
	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	
捕獲数	9	118	146	73	48	77	64	58	33	83	
農業被害額	4,744	9,200	8,371	4,717	1,627	1,223	913	1,005	230	320	

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
捕獲数	49	29	59	71	25	53	72	84	85	111
農業被害額	192	128	141	212	56	210	285	394	607	750

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
捕獲数	153	263	285
農業被害額	649	678	885

第2節 環境保全思想の普及に関する取り組み (H31.1～R1.12)

環境への負荷の少ない社会を実現していくには、市民一人ひとりが環境に関心を持ち、環境保全に関する責任と義務を理解し、環境保全活動に積極的に参加していくなどの高い意識を醸成していくことが重要です。そのためには、社会全体に共通認識が形成されるように、継続した環境保全思想普及の取り組みが必要となります。平成31（令和元）年に市内で実施された環境保全に関する取り組みをご紹介します。

(1) 廃食油の回収 (市内小学校)

(株)アレフの協賛により、市内小学校の家庭から出る廃食油の回収作業が行われました。回収作業には各校の児童自らが携わりました。回収された廃食油は、バイオディーゼル燃料に精製され、車両の燃料等として再利用されます。

<恵み野旭小学校での活動写真>



(2) 清掃活動・花壇の花植え (すみれ保育園)

保育園では環境を美しく、ごみを出さない工夫とごみを片付ける生活習慣を身につける環境教育に取り組んでいます。日常の中で、燃えないごみと燃えるごみの分別を行ったり、散歩に行ったときに公園のごみ拾いを行っています。また、園庭の花壇やプランターに子ども達と一緒に花を植えて、保育園の周りをきれいにしています。

<ごみ拾いの様子>



<花植えの様子>



(3) 川の学習・稚魚の放流 (市内小中学校)

総合的な学習の時間等を用い、学校周辺の河川周辺の環境・生態系等を調べる授業を実施しました。また、恵庭商工会議所の協賛により、各校でサケの稚魚を飼育し、4月に放流式を開催しました。

<若草小：稚魚の放流>



<柏小：稚魚の放流>



(4) 花植え (市内小中学校)

各小中学校において、地域の町内会やPTAなどと連携し、土曜授業等の時間を用いて学校の花壇や地域のフラワーロード等への花植え・整備を行いました。

<恵み野旭小：全校生徒による花植え>



(5) リングプル・ペットボトルキャップの収集 (市内小中学校)

各校でリングプルやペットボトルのエコキャップを収集し、収集したペットボトルキャップはポリオワクチンに、リングプルは車椅子と交換し社会福祉協議会等へ寄贈しています。

<恵み野小学校での活動写真>



(6) 市内ゴミ拾い活動 (市内小中学校)

各学校の行事等に応じて、ゴミゼロの日(5月30日)の趣旨説明、ゴミゼロの日前後の期間の登下校時や授業内でのゴミ拾い、校外学習目的地や登下校時の通学路ゴミ拾い、学校敷地内外の落ち葉拾い、生徒会の呼びかけや部活動生徒による学校周辺のゴミ拾い等を実施しました。

<恵明中：クリーンウォーキング>



<柏陽中：校地外清掃ボランティア>



(7) 河川愛護活動（恵庭河川愛護会）

【ヤマメ稚魚放流】

漁川・茂漁川にヤマメ稚魚・10,000匹を放流し、参加者（市内小学校4校・約340名）にヤマメの生態学習や河川愛護意識向上に努めた。

【河川清掃】

7月6日（河川愛護月間）に河川愛護会会員の他、市内企業等が参加して、漁川・茂漁川の河川敷一斉清掃を実施。約390名が参加。

【花壇植栽事業】

河川敷花壇の花苗植栽及び維持管理。

【市民植樹】

石狩川流域300万本植樹として、総勢90名で390本の植栽を実施。

【河川パトロール】

河川愛護会会員による河川パトロールの実施。



(8) 秋の市民植樹（恵庭市みどりの推進員）

ニトリ北海道応援基金を活用し、平成26年度よりえにお湖自由広場においてニトリザクラを植樹しています。今年度はみどりの推進員17名が参加し、サクラの木10本を植樹しました。

植樹当日は天候に恵まれ、植栽指導にあたった講師よりレクチャーを受けながら楽しく植樹しました。



(9) 松恵小学校元気の森プロジェクト (松恵小学校)

松恵小学校では、緑の少年団として緑化活動を実施しており、今年も3・4年生38名(引率2名)が元気の森プロジェクトとして、東恵庭会館に隣接している学校農園にハスカップの苗20本を植樹しました。当日植栽指導にあたった講師よりレクチャーを受け、熱心に植樹しました。



(10) 星空観察会 (郷土資料館)

「ふるさとの星空を見上げよう」をテーマに天体望遠鏡を使って星の観察を実施。天候に恵まれず、半年ぶりの開催となった8月の観察会では小学生の親子連れを中心に50名を超える市民の皆様に参加していただきました。

講師を務める札幌星空ファンクラブのみなさんの尽力により、季節ごとの星座、土星・木星などの惑星の観察の際に、複数の望遠鏡の設置、パソコンやタブレットを活用した解説を取り入れる等、より一層天体への関心が深められました。



(11) 漁川の生きもの観察会 (郷土資料館)

漁川に生息する生きものを観察し、身近な自然に触れてみることを目的として開催しました。

講師の指導のもと、参加した小学生は、たも網を持って川に入り、一方から足で魚を追いやりながら網で受ける方法を教わったり、講師自ら投網を打って、ヤマベ・フクドジョウなどの魚類、ヘビトンボ・カゲロウ類の水生昆虫などを捕獲し、観察しました。網に入ったたくさんの魚に歓声をあげ、実際に手で触れ、漁川をより身近なものに感じたようでした。



第4章 環境への負荷の少ない循環型社会の実現

第1節 地球温暖化問題に対する取組（恵庭市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進）

1. COOL CHOICE（クールチョイス）とは



未来のために、いま選ぼう。

地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE（＝賢い選択）」

2015年、すべての国が参加する形で、2020年以降の温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」が採択されました。世界共通の目標として、世界の平均気温上昇を2度未満にする（さらに、1.5度に抑える努力をする）こと、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることが打ち出されました。日本は、2030年度に向けて、温室効果ガス排出量を26%削減（※2013年度比）を掲げています。「COOL CHOICE」は、この目標達成のために、低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資する、また快適な暮らしにもつながるあらゆる「賢い選択」をしていこうという取組です。

2. 恵庭市の COOL CHOICE（まちごと COOL CHOICE）（H30 年度）

恵庭市では、政府の掲げる国民運動「COOL CHOICE」を受け、平成29年3月に市長による「恵庭市 COOL CHOICE 宣言」を実施（巻末資料7）。平成28年3月に策定された恵庭市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、地球温暖化対策のための取組を進めています。平成30年度に恵庭市で実施した取組をご紹介します。

(1) 恵庭市低炭素まちづくり促進事業補助金

温室効果ガス排出量削減のためには日頃の省エネ行動はもちろんのこと、エネルギー効率の良い設備機器を導入するなど、ハード面の取組も非常に重要です。市では地球温暖化対策につながる太陽光発電等の設備導入を促進するため、導入者への補助を実施しています（表4-1）。補助の対象機器や助成額については、需要や地球温暖化対策への効果等を検証しながら、毎年度環境審議会にて見直しを行っています。

< 平成30年度恵庭市低炭素まちづくり促進事業補助金パンフレット >

< 表 4-1 : 対象設備と補助実績 >

対 象 設 備		補 助 金 額	件 数
名 称	概 要		
太陽光発電システム	再生可能エネルギーの一つである太陽エネルギーを利用した発電装置で、太陽光を太陽電池にて直接電力に変換し利用する。	30,000 円/kW (上限 150,000 円)	12
木質バイオマスストーブ (薪ストーブ・ペレットストーブ等)	カーボン・ニュートラルの考えにより、燃焼によって二酸化炭素を発生しない木質バイオマスを用いた暖房機。	本体価格の 1/2 (上限 50,000 円)	10
家庭用燃料電池 (エネファーム)	ガス・灯油などから燃料となる水素を取り出し、空気中の酸素と反応させて発電するシステム。発電時の廃熱は給湯に利用される。	定額 100,000 円	0
ガスエンジンコージェネレーション	ガスを燃料としてガスエンジンやガスタービンなどの原動機を駆動して発電し、同時に排熱を給湯や暖房等に利用するシステム。		15

(2) COOL BIZ (クールビズ) ポスターの作成・掲示

COOL BIZ とは、夏場の冷房の使用を控えて省エネルギーを達成しつつ、暑い夏を快適に過ごすため適切な服装やライフスタイルを選択していく取組です(取組期間 7~9 月)。取組推進のため、市で作成したポスターを市内の学校や商業施設、JR 駅等約 200 箇所に掲示しました。



進めよう、COOL CHOICE!

志麻市生活環境部環境政策室環境課

(3) WARM BIZ (ウォームビズ) ポスターの作成・掲示

WARM BIZは冬場の暖房使用を抑えて省エネルギーを達成しつつ、寒い冬を快適に過ごすため適切な服装やライフスタイルを選択していく取組です(取組期間11~3月)。COOL BIZと同様に、こちらも取組推進のため、市で作成したポスターを市内の学校や商業施設、JR駅等約200箇所に掲示しました。



(4) 啓発リーフレットの作成・配布

WARM BIZに関するもののほか、冷蔵庫、テレビ、照明機器や給湯器など家電製品の省エネ性能やエコカーなど各種COOL CHOICEの取り組みについて記載した3種のリーフレットを作成し、市内で配布されているフリーペーパーへの折込や回覧板を利用して各ご家庭に配布を行いました。



(5) 市公用車および市バスへのマグネット・シール等貼付による啓発

市公用車にエコドライブを促すマグネットを、市内を走るコミュニティバス（エコバス）には公共交通の利用を促すマグネットを作成・貼付し、啓発を行いました。



(6) えにわ環境・エネルギー展の開催

11月4日（日）に恵庭市総合体育館にて「恵庭の環境・エネルギーを見て、体験しよう！」と題し、展示や体験を通して環境・エネルギーについて学べるイベント「えにわ環境・エネルギー展」を開催しました。14企業・団体にブース出展の協力をいただき、2,331名の来場がありました。

なお、本イベントは当初9月8日（土）・9日（日）の2日間でえこりん村にて開催予定でしたが、9月6日（木）に発生した北海道胆振東部地震により開催を見合わせた後、日程・会場等の調整を経て経済部主管「えにわん産業祭」と共催にて11月4日（日）に開催することとなりました。

＜ えにわ環境・エネルギー展パンフレットと会場の様子 ＞



(7) 事業者団体への講演会

気象予報士の菅井 貴子さんを講師にお迎えして、恵庭ロータリークラブにて地球温暖化・COOL CHOICEに関する講演会を開催しました。

(8) 集客イベントでのブース出展による普及啓発

市内における集客イベントにブース出展（表4-2）することにより、地球温暖化や省エネ等に関心の有無に関わらず多くの市民に普及啓発を実施しました。

< 表4-2：市内イベントへの出展状況（平成30年度） >

日程	イベント名	場所
6月23日～ 24日	花と暮らし展	道と川の駅 花ロードえにわ
7月28日	三四会まつり	桜町多目的広場
8月18日	YEGフェスティバル	恵庭市役所前駐車場
9月15日～ 17日	えこりんまつり	えこりん村
9月30日	恵庭健康スポーツフェスティバル	恵庭市総合体育館
10月27日	消費生活展	恵庭市民会館



(9) うちエコ診断の実施

地球温暖化や省エネ・節電対策などの幅広い知識を持ったうちエコ診断士（環境省公認資格）が、家庭毎のエネルギー使用状況を「見える化」しながら、各家庭のライフスタイルや機器・設備に合わせた省エネに関するアドバイス・提案を行う「うちエコ診断」をイベント会場にて2回実施しました。



第2節 恵庭市環境基本計画の推進

1. 第2次恵庭市環境基本計画の概要

恵庭市環境基本計画は、平成9年に制定された恵庭市環境基本条例に基づいて、良好な環境の確保及び将来の世代への継承や環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の構築などを基本理念として平成13年3月に策定しました。策定から10年以上経過し、計画の個別施策の中には、既に達成された施策がある一方で、いまだ成し遂げていないものもあり、再度問題点を整理しながら、より効果的な施策への展開や、市民・事業者各主体の自主的な取組が必要となっています。新たな課題や情勢の変化に対応するため、平成24年度当初に第2次環境基本計画を策定しました。

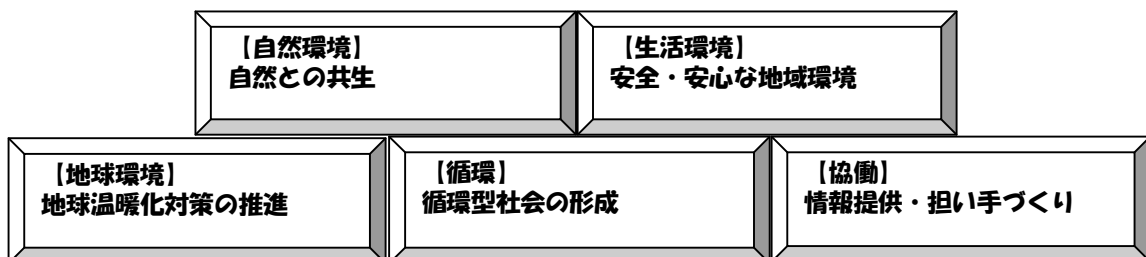
第2次計画では、『自然と共生し、継承していくまち』『快適で、心の豊かさをはぐくむまち』『安全で安心してらせるまち』『地域から地球へ、みんなで地球を大切にすまち』『限りある資源を大切にし、循環に取組むまち』『みんなが環境について学び、一体となるまち』の6つの望ましい環境像を設定し、『自然との共生』『安全・安心な地域環境』『地球温暖化対策の推進』『循環型社会の形成』『情報提供・担い手づくり』の5つの基本目標を定め、15項目の環境施策、32項目の取組項目、178項目の個別施策を設定し、取組を実施しています。第2次環境基本計画は平成24年度から開始され令和3年頃までを目標期間としています。

< 図4-1 望ましい環境像、視点・基本目標 >

望ましい環境像

- ・自然と共生し、継承していくまち
- ・快適で、心の豊かさをはぐくむまち
- ・安全で安心してらせるまち
- ・地域から地球へ、みんなで地球を大切にすまち
- ・限りある資源を大切にし、循環に取組むまち
- ・みんなが環境について学び、一体となるまち

視点・基本目標



環境施策

取組項目

自然環境の保全

生物多様性の保全

ふれあい空間の創造

快適な環境の保全と創造

豊かな森林の保全と継承

野生動植物の保護と保全

自然とふれあえる場づくり

魅力ある景観の創出

花と緑のまちづくりの推進

歴史と文化の継承

水辺環境の保全と創造

健全な生態系の保全と管理

公園や緑地の整備の推進

環境保全型農業の推進

自然との共生

澄みきった空気の保全

健全な水循環の創造

静けさのあるくらしの確保

良好なくらしの確保

大気汚染の防止と啓発

水道水源の保全の推進

排水対策と河川の水質浄化の推進

騒音・振動対策の推進

安全な土壌環境の保全

有害化学物質対策の推進

自動車排気ガス対策の推進

豊富・安全な水の確保

悪臭防止対策の推進

安全・安心な地域環境

地球温暖化防止対策の推進

地球環境保全対策の推進

温室効果ガス排出抑制の推進

新エネルギーの利用の推進

オゾン層破壊の防止と保護

省資源・省エネルギー対策の推進

地球規模の森林保全への貢献

地球温暖化対策の推進

廃棄物適正処理の推進

リサイクル対策の推進

ごみ排出量の削減対策の推進

リサイクル社会の推進

廃棄物の適正な処理・処分対策の推進

循環型社会の形成

環境に関する情報の充実

環境学習の推進

協働体制づくりの推進

透明性の向上と信頼の確保

環境学習の推進

市民・事業者・市の間でのパートナーシップの確立

環境情報の提供の充実

近隣市町村を含めた広域的なネットワークの形成

情報提供・担い手づくり

2. 第2次環境基本計画の実施状況

第2次環境基本計画は、毎年個別施策178項目についてそれぞれ実施状況を以下の5つの分類にわけ確認していきます。

【実施状況の分類】

- ①個別施策について具体化されて完了したもの
- ②個別施策について具体化されて継続中のもの
- ③個別施策について具体化されて実施に向け調査中のもの
- ④個別施策について具体化されておらず未着手のもの
- ⑤個別施策について中止となったもの

平成30年度の実施状況の取りまとめ結果は下表の通りです

施策のうち、「完了」となったものは11項目。約93%にあたる166項目の施策が「継続中」となっています。施策の性質上、完了とはならず、継続していくことが必要な項目もあるため、来年度以降も実施状況の確認を続けていくことが必要となります。

<表4-3. 第2次環境基本計画の平成30年度の実施状況>

環境施策	取組項目	項目数	実施状況					合計
			完了	継続中	調査中	未着手	中止	
1-1 自然環境の保全	①豊かな森林の保全と継承	11	0	11	0	0	0	11
	②水辺環境の保全と創造	9	1	8	0	0	0	9
1-2 生物多様性の保全	①野生動植物の保護と保全	7	0	7	0	0	0	7
	②健全な生態系の保全と管理	5	0	5	0	0	0	5
1-3 ふれあい空間の創造	①自然とふれあえる場づくり	4	1	3	0	0	0	4
	②公園や緑地の整備の推進	3	0	3	0	0	0	3
	③魅力ある景観の創出	5	0	5	0	0	0	5
1-4 快適な環境の保全と創造	①花と緑のまちづくりの推進	7	0	7	0	0	0	7
	②環境保全型農業の推進	3	0	3	0	0	0	3
	③歴史と文化の継承	5	0	5	0	0	0	5
2-1 澄みきった空気の保全	①大気汚染の防止と啓発	3	0	2	0	1	0	3
	②自動車排ガス対策の推進	2	0	2	0	0	0	2
2-2 健全な水循環の創造	①水道水源の保全の推進	3	0	3	0	0	0	3
	②豊富・安全な水の確保	3	0	3	0	0	0	3
	③排水対策と河川水質浄化の推進	10	0	10	0	0	0	10
2-3 静けさのある暮らしの確保	①騒音・振動対策の推進	6	0	6	0	0	0	6
2-4 良好な暮らしの確保	①安全な土壌環境の保全	3	0	3	0	0	0	3
	②悪臭防止対策の推進	1	0	1	0	0	0	1
	③有害化学物質対策の推進	6	0	6	0	0	0	6
3-1 地球温暖化防止対策の推進	①温室効果ガス排出抑制の推進	11	3	8	0	0	0	11
	②省資源・省エネルギー対策の推進	9	0	9	0	0	0	9
	③新エネルギー利用の推進	5	1	4	0	0	0	5
3-2 地球環境保全対策の推進	①オゾン層破壊の防止と保護	2	1	1	0	0	0	2
	②地球規模の森林保全への貢献	6	0	6	0	0	0	6
4-1 廃棄物適正処理の推進	①ごみ排出量の削減対策の推進	7	3	4	0	0	0	7
	②廃棄物の適正な処理・処分対策の推進	9	0	9	0	0	0	9
4-2 リサイクル対策の推進	①リサイクル社会の推進	10	1	9	0	0	0	10
5-1 環境に関する情報の充実	①透明性の向上と信頼性の確保	3	0	3	0	0	0	3
	②環境情報の提供の充実	4	0	4	0	0	0	4
5-2 環境学習の推進	①環境学習の推進	7	0	7	0	0	0	7
5-3 協働体制づくりの推進	①市民・事業者・市の間でのパートナーシップの確立	5	0	5	0	0	0	5
	②近隣市町村を含めた広域的なネットワークの形成	4	0	4	0	0	0	4
合 計		178	11	166	0	1	0	178

	平成29年度末		平成30年度末	
	数	割合	数	割合
完了	8	4.5%	11	6.2%
継続中	168	94.4%	166	93.3%
調査中	0	0.0%	0	0.0%
未着手	2	1.1%	1	0.6%
中止	0	0.0%	0	0.0%
合計	178	100.0%	178	100.0%

平成29年度の「未着手」2つの個別取組項目のその後について(H30)

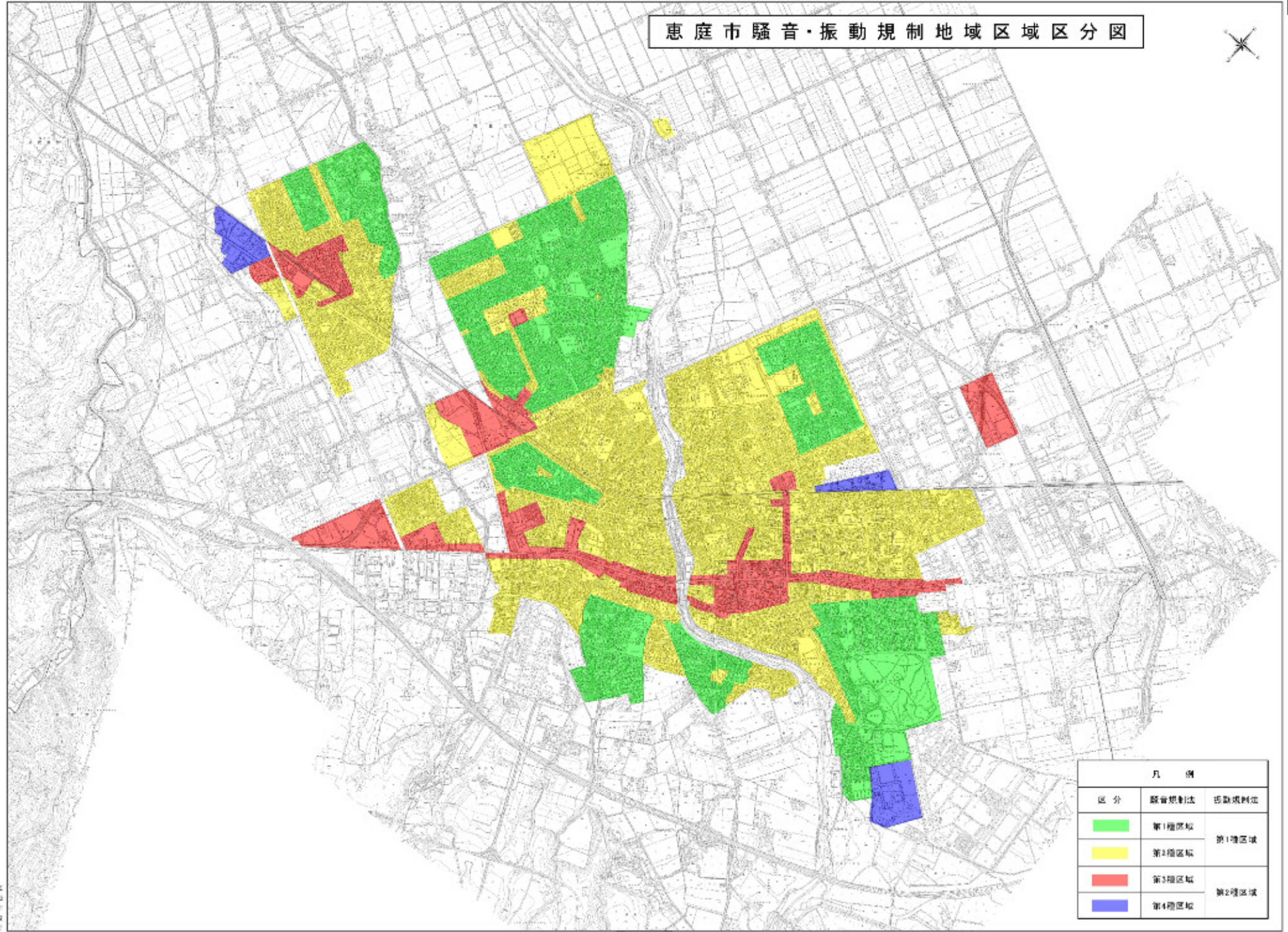
環境施策	取組項目	市の個別取組		各年度の実施事項	主担当
2-1 澄みきった 空気の保全	①大気汚染の防止と 啓発	地域のおいしい空気やか おりに対する情報の提供	平成29年度	未着手【情報収集およびホーム ページへの掲載】	環境課
			平成30年度	未着手【情報収集およびホーム ページへの掲載】	
3-2 地球環境保 全対策の推進	②地球規模の森林 保全への貢献	酸性雨、干ばつ、氷河の 縮小、大雨現象などに係 る情報の収集・提供	平成29年度	未着手【情報収集およびホーム ページへの掲載】	環境課
			平成30年度	継続中【COOL CHOICE普及啓発 リーフレットにて情報発信】	

平成29年度に「継続中」であり平成30年度に「完了」となった3つの個別取組項目について

環境施策	取組項目	市の個別取組		各年度の実施事項	主担当
3-1 地球温暖化 防止対策の推進	①温室効果ガス排出 抑制の推進	新エネ・省エネ協議会の 設立・推進	平成30年度	H29年度末にて解散。任務は環境 審議会へ引継ぎ	環境課
3-1 地球温暖化 防止対策の推進	①温室効果ガス排出 抑制の推進	チャレンジ25の推進	平成30年度	チャレンジ25キャンペーンの終了	環境課
4-1 廃棄物適正 処理の推進	①ごみ排出量の削 減対策の推進	生ごみ対策としてのコン ポスターの助成金および 堆肥流通システムの確立	平成30年度	平成29年度をもって事業終了	廃棄物 管理課

卷 末 資 料

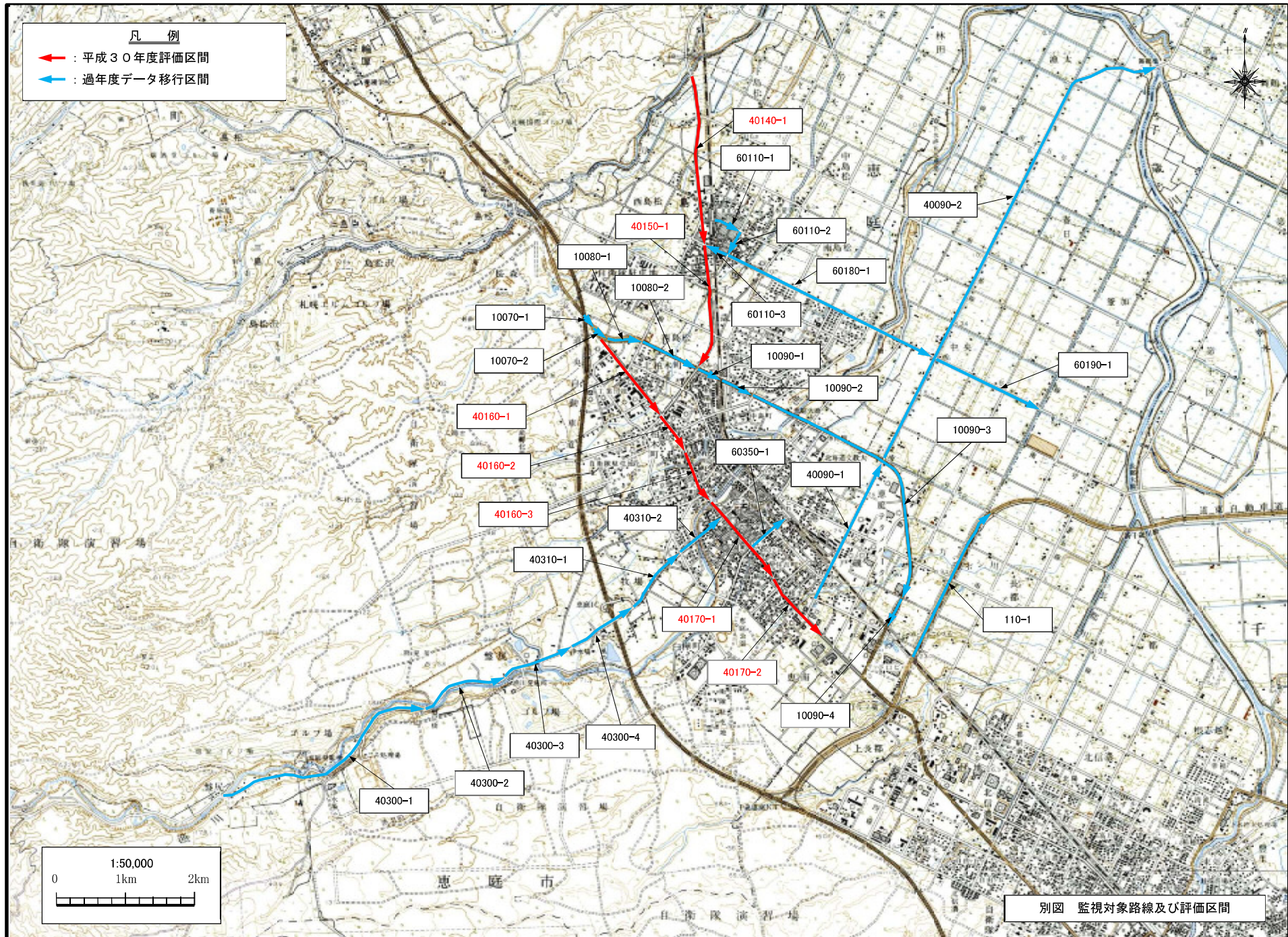
惠庭市騒音・振動規制地域区域区分図



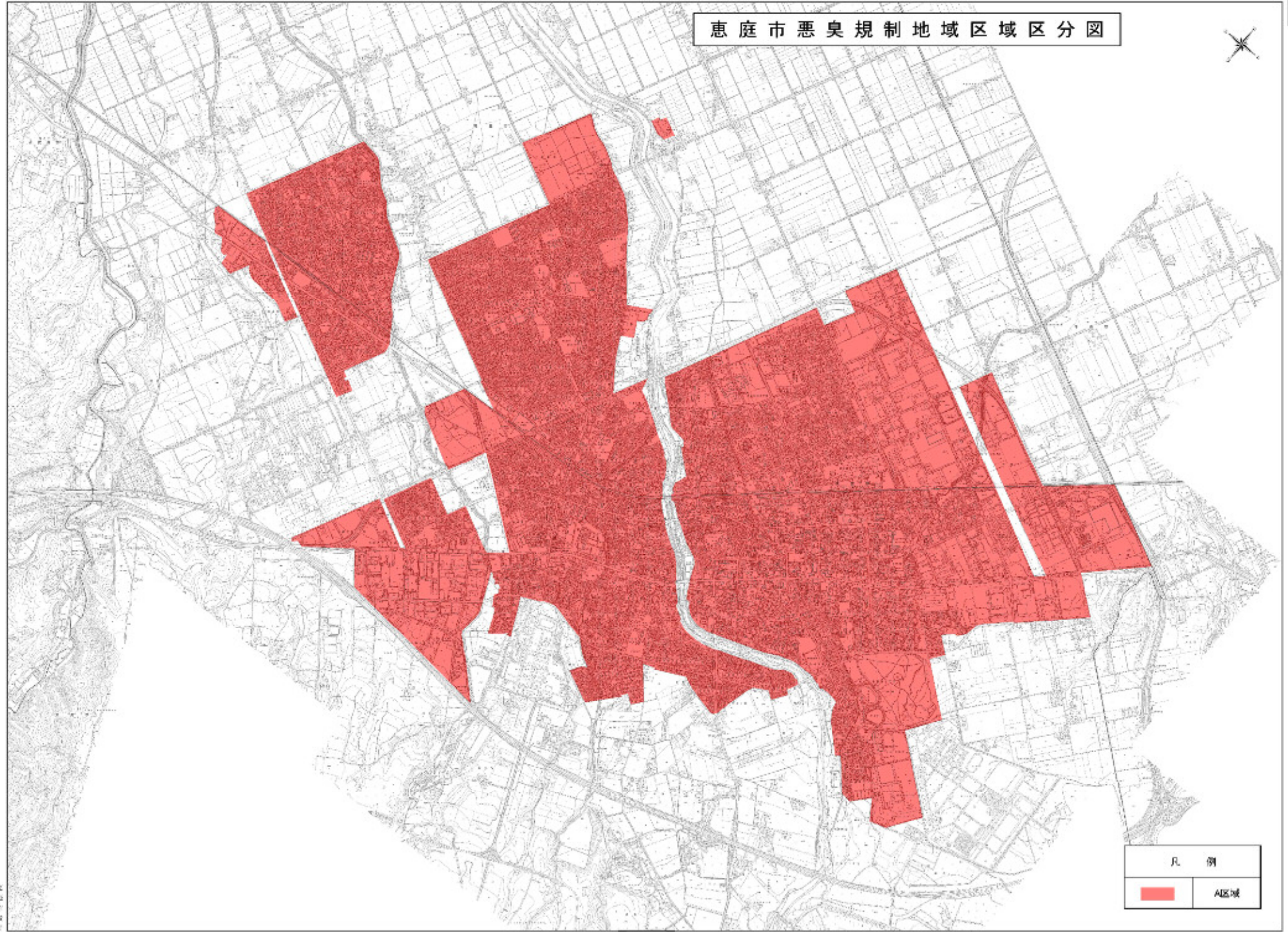
凡 例		
区 分	騒音規制法	振動規制法
■	第1種区域	第1種区域
■	第2種区域	
■	第3種区域	第2種区域
■	第4種区域	



1000
500
0
500
1000

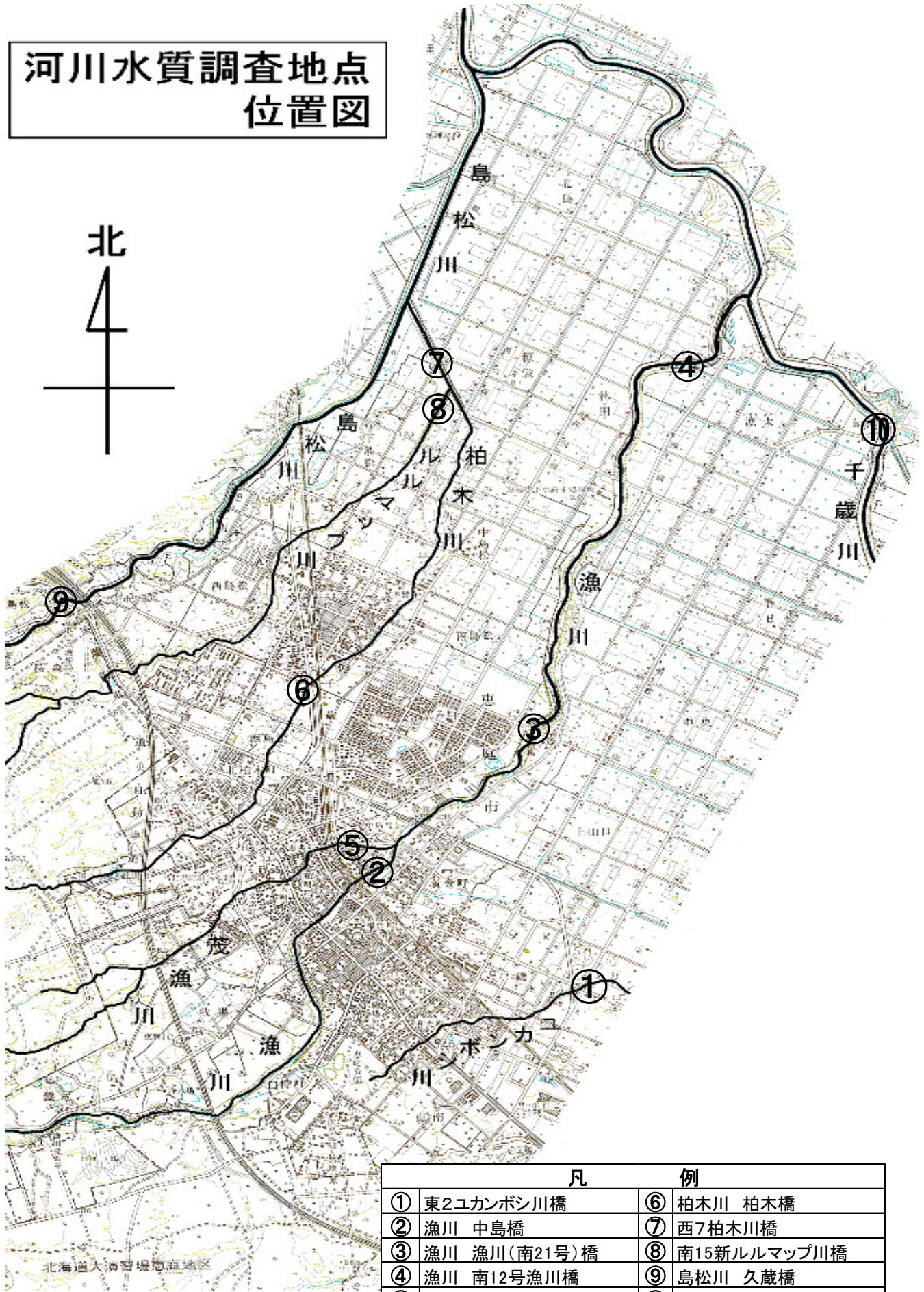
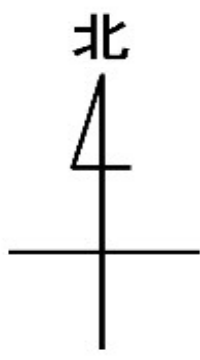


惠庭市悪臭規制地域区域区分図



凡 例	
	A区域

河川水質調査地点 位置図



凡 例	
① 東2ユカンボシ川橋	⑥ 柏木川 柏木橋
② 漁川 中島橋	⑦ 西7柏木川橋
③ 漁川(南21号)橋	⑧ 南15新ルルマップ川橋
④ 漁川 南12号漁川橋	⑨ 島松川 久蔵橋
⑤ 茂漁川 茂漁通橋	⑩ 千歳川 舞鶴橋

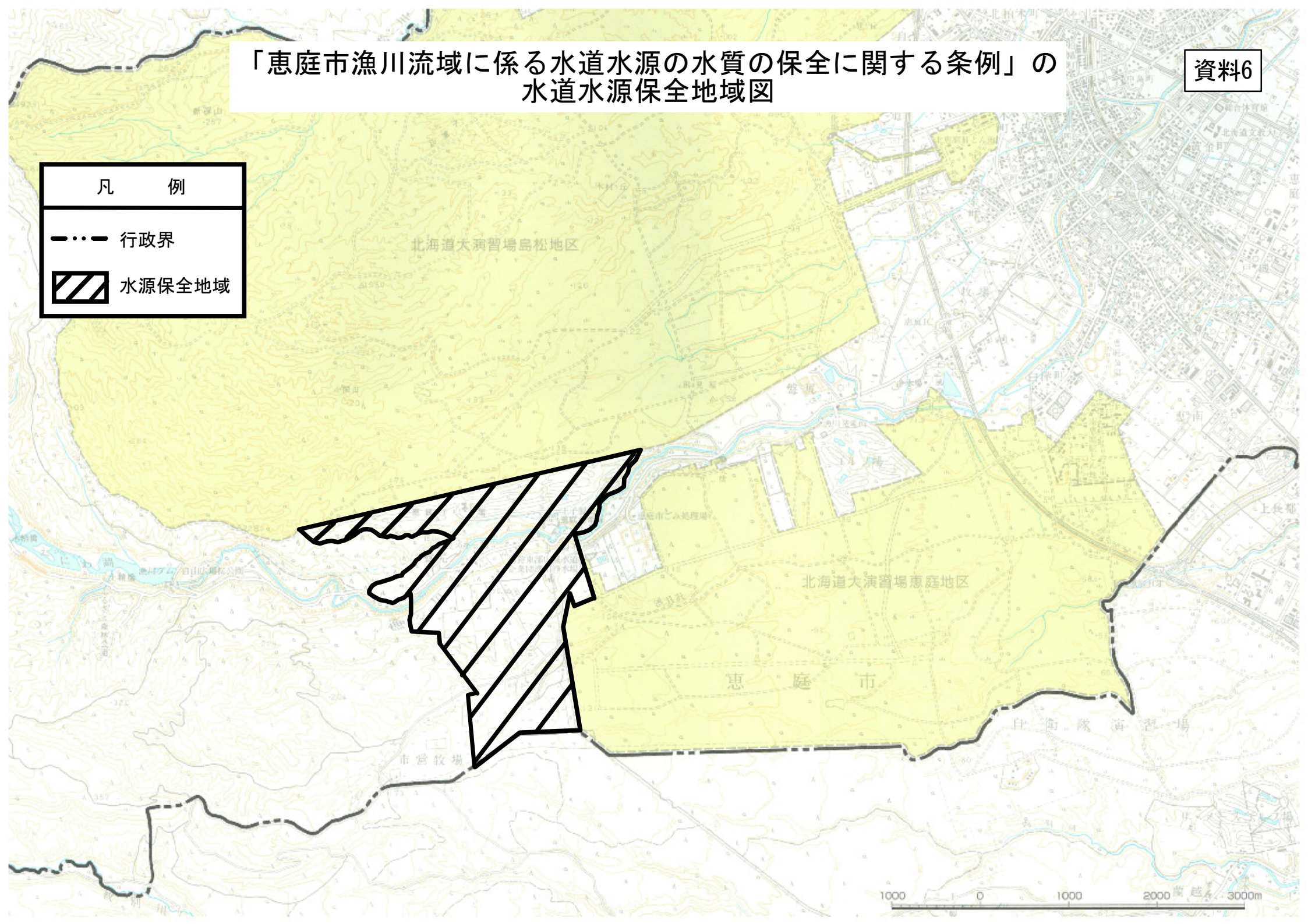
北海道大沼管轄圏内

「恵庭市漁川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例」の
水道水源保全地域図

資料6

凡 例

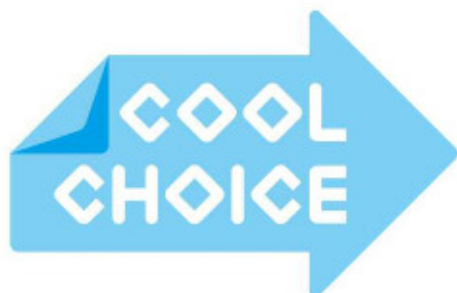
- 行政界
- ▨ 水源保全地域





未来のために
さあ、はじめよう。賢い選択！

クール | チョイス |
恵庭市 COOL CHOICE 宣言



未来のために、いま選ぼう。

地球温暖化対策に関する国際的な枠組である「パリ協定」が発効し、世界の平均気温上昇を2度未満にすること、今世紀後半の温室効果ガスの排出を実質ゼロにすること、などの共通の目標に向かって世界は動き始めています。

我が国において政府は、2030年までに温室効果ガス排出量を2013年度と比べて26%削減するという目標を設定し、その達成に向けて、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す「COOL CHOICE」を推進しています。

恵庭市においては、地球環境をより良くするために、そしてわたしたちのまちが「花・水・緑・人がつながり夢ふくらむまちえにわ」であり続けるために、この取組に賛同し、市民や事業者の皆さんと力を合わせ一丸となって地球温暖化対策に取り組む「恵庭市 COOL CHOICE」を推進することを、ここに高らかに宣言します。

平成29年3月24日 恵庭市長 原田 裕



恵庭市生活環境部環境政策室環境課

〒061-1498 恵庭市京町1番地 TEL 0123-33-3131 FAX 0123-33-3137 Mail kankyou@city.eniwa.hokkaido.jp

環境施策の展開

一望ましい環境像

＜自然と共生し、継承していくまち＞

＜快適で、心の豊かさをはぐくむまち＞

環 境 施 策	1-1 自然環境の保全	
	取 組	①豊かな森林の保全と継承 豊かな自然環境と共生するために、現存する豊かな森林を保全し、後世へ引き継いでいけるように努めます。
		市の個別取組 1.野生動植物生息地（鳥獣、環境緑地等）の保全と保護 2.良好な自然環境等の現状の把握及び保全 3.自然保護監視員等との連携 4.不法投棄などに対する監視・通報体制の確立 5.防風林の維持・保全 6.水源涵養機能を持った森林の保全 7.「恵庭市水と緑のまちづくり推進条例」に基づく地域指定と適正な管理 8.保護樹木の維持・保全 9.森林・林業振興のため、計画的な森林経営の支援 10.恵庭市森林整備計画の推進 11.地域材利用の推進（恵庭市地域材利用推進方針）
	項 目	②水辺環境の保全と創造 水辺に生息する野生動植物の良好な生息空間を確保するとともに、ふれあうための親水空間の整備・保全をすすめていきます。
		市の個別取組 1.水辺に生息する動植物の把握 2.多自然型川づくりの推進 3.河川緑地の維持管理・整備の推進 4.水辺を利用した環境教育活動及びイベントの実施 5.親水性向上のための水質改善の推進 6.河川愛護団体などの市民参加による河川清掃の推進 7.高齢者や障がい者も水辺に近づきやすい整備 8.親水公園の整備及び利用の促進 9.野鳥や水辺生物とのふれあう場所の整備と保全
	1-2 生物多様性の保全	
	取 組	①野生動植物の保護と保全 市内に生息する野生動植物の調査・研究をすすめ、保護・保全に努めていきます。
		市の個別取組 1.鳥獣保護員等との連携 2.絶滅のおそれのある野生動植物の生態等の把握・保全 3.野生鳥獣のデータの継承と有効活用 4.傷病鳥獣保護対策の推進 5.病害虫の防除 6.国や北海道の取組と連携し、在来樹種の保護・活用の推進 7.生物の生息環境に配慮した整備方法の徹底
	項 目	②健全な生態系の保全と管理 外来生物等の対策を通じて、健全な生態系の保全・管理をすすめていきます。
		市の個別取組 1.生物の多様性と共存に対する理解と啓発活動の推進 2.移入生物に対する問題点等の教育普及活動 3.移入動物の防除及び駆除対策の確立 4.不法投棄などに対する監視・通報体制の確立 5.飼育動植物の適正な飼育管理の推進

1-3 ふれあい空間の創造	
環境	<p>①自然とふれあえる場づくり 身近な自然とふれあえる空間を整備していきます。</p>
	<p>別市 1.都市・農業交流の推進 取組 の 2.愛鳥週間など自然愛護に関する情報の提供 組 個 3.身近な自然にふれあえるように自然環境の情報の提供 目 4.自転車および歩行者が利用しやすい施設整備の推進</p>
	<p>②公園や緑地の整備の推進 緑があふれる公園や緑地の整備をすすめ、身近なふれあい空間の整備をすすめていきます。</p>
	<p>別市 1.公園・緑地の整備 取組 の 2.緑化の推進 目 3.管理体制の充実</p>
環境	<p>③魅力ある景観の創出 快適な景観を維持・創出するための施策をすすめていきます。</p>
	<p>市 1.まちの美化の普及・啓発活動の推進 取組 の 2.全市一斉清掃の推進 別 3.景観に配慮した公共施設の整備 4.地域での環境美化活動の推進 5.コンパクトシティの推進</p>
1-4 快適な環境の保全と創造	
施策	<p>① 花と緑のまちづくりの推進 水と緑のやすらぎプランに基づき、花と緑に囲まれた心地よいまち並みの整備を進めていきます。</p>
	<p>市 1.公共施設及び工場・事業場等の緑化推進 取組 の 2.開発事業における緑化の誘導 別 3.緑化協定 目 4.身近な緑地の創出 5.花壇コンクールの推進 6.みどりの推進員による啓発 7.花のまちづくりの推進</p>
	<p>②環境保全型農業の推進 化学肥料・農薬などの適正使用をすすめ、環境負荷の少ない農業を実践するなどの取組みを支援します。</p>
	<p>別市 1.農薬や化学肥料の適正使用と豊かな土づくりの推進 取組 の 2.地産地消を通じた都市と農村の交流の推進 目 3.環境保全型農業に関する情報提供の充実</p>
	<p>③歴史と文化の継承 歴史・文化財や郷土芸能の保存・継承等に努め、情報提供を充実していきます。</p>
<p>市 1.郷土芸能の保存と育成 取組 の 2.指定文化財の維持・管理の充実 別 3.未指定文化財の調査と文化資料の保全 目 4.歴史・文化に関する情報提供の推進 5.郷土資料の公開・活用等の充実</p>	

【自然環境に係る指標】

名 称		現 状	目 標
環境緑地保護地区・保全地区		7箇所	現状維持
保護樹木		6箇所	現状維持
1人あたりの公園面積		20.45㎡/人	38.4㎡/人 ※第1次環境基本計画
環境に対する満足度 ※H19 アンケート調査	緑とのふれあいの多さ	3.44	増加 (↑)
	野生の生き物との親しみやすさ	3.14	増加 (↑)
	川や水辺とのふれあいの多さ	3.11	増加 (↑)

※満足度の得点方法:「満足」に5点、「やや満足」に4点、「普通」に3点、「やや不満」に2点、「不満」に1点を配点し、その合計を回答者数で割った数値

一望ましい環境像

<安全で安心してらせるまち>

2-1 澄みきった空気の保全

取 組 項 目	①大気汚染の防止と啓発 大気汚染を防止するための施策を講じ、定期調査から大気汚染状況を把握し、情報として公表していきます。	
	市の個別取組	1. 恵庭市公害防止条例に係る届出（ばい煙、粉じん）に基づく、工場・事業者の指導強化 2. 大気汚染（硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質）の監視・観測・緊急通報体制の整備・充実 3. 地域のおいしい空気やかおりに対する情報の提供
	②自動車排気ガス対策の推進 自動車の排気ガスによる大気汚染の進行に対して施策を講じ、また市民・事業者の取組みを支援していきます。	
	市の個別取組	1. 電気自動車等低公害車の利用促進による排気ガスの低減 2. アイドリングストップ運動の推進に努め、市民・事業者が実施するアイドリングストップ運動の支援

2-2 健全な水循環の創造

環 境 施 策	取 組 項 目	①水道水源の保全の推進 水道水源保全条例で指定されている漁川上流域の水道水源保全地区の水質や自然環境などの保全をすすめ、水道水源の保全について啓発していきます。	
		別市の取組	1. 水道水源保全の推進とPR 2. 水道水源の監視等水質管理の推進 3. 水源涵養機能を持った森林の保全
		②豊富・安全な水の確保 安全な水を豊富に確保できるように、施策をすすめていきます。	
		別市の取組	1. 水質の監視・観測・緊急時の通報体制の整備・充実 2. 地下水の継続的調査の実施 3. 恵庭市水道ビジョンの推進
	③排水対策と河川の水質浄化の推進 家庭、事業場などの排水対策を講じ、河川水質の浄化を推進していきます。		
	市の個別取組	1. 工場・事業場の排水などに対し、法令に基づく特定施設の設置届出等の指導継続 2. 生活排水対策の普及・啓発 3. ゴルフ場等における水質汚濁防止対策の推進 4. 有害化学物質の公共水域への排水規制と地下浸透の規制強化 5. 下水道の整備・接続の推進 6. 集落排水事業、合併処理浄化の推進 7. 河川や水路の自浄作用の保全 8. 水環境に配慮した農業の推進 9. 公害防止協定の締結 10. 排水等による河川水質汚染事故時の対応強化	

2-3 静けさのあるくらしの確保			
取組項目	①騒音・振動対策の推進 騒音・振動を防止するための施策を講じ、調査から騒音・振動状況を把握し、情報として公表していきます。		
	市の個別取組	1.騒音・振動の監視観測体制の充実 2.工場、事業場、建設作業から発生する騒音・振動に対する指導や啓発、監視の徹底 3.主要な道路の自動車騒音の面的評価の推進 4.道路交通騒音低減のための植樹帯等の整備による緩和策の推進 5.低騒音型車両や低騒音型機器の普及啓発の推進 6.近隣騒音*に対する啓発による発生の防止や適切な指導の実施	
2-4 良好なくらしの確保			
環 境 施 策	取組項目	①安全な土壌環境の保全 安全な土壌環境を保全するために、調査・監視をすすめていきます。	
		市の個別取組	1.土壌・地下水汚染の調査・監視の確立 2.土壌・地下水汚染に関する知識や情報の提供 3.農薬や化学肥料による農地の汚染を防止するための啓発・指導
	②悪臭防止対策の推進 悪臭に関する苦情などの状況に応じて、適宜施策を講じていきます。		
	別の市取組	1.悪臭苦情に対する調査・監視の実施	
	③有害化学物質対策の推進 有害化学物質の使用に関して、市民・事業者に注意を促すように啓発を行っていきます。		
市の個別取組	1.市民や事業者に対し、化学物質の特性や管理等に関する啓発・指導 2.ダイオキシン類の排出削減のための監視・観測・指導 3.ゴルフ場の農薬等の使用に関する環境保全指導要綱に基づく指導 4.新築建築物や公共施設に対するシックハウス対策の推進 5.既存建築物に対するアスベスト対策の推進 6.環境ホルモン・放射性物質等に関する情報の蓄積・提供		

【地域環境に係る指標】

名 称		現 状	目 標
大気汚染物質	黄金環境測定局舎	環境基準達成 ・二酸化硫黄 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	環境基準以下
	牧場環境測定局舎	環境基準達成 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	環境基準以下
水質汚濁物質	河川 ・千歳川（舞鶴橋）	環境基準達成 ・BOD（75%値）	環境基準以下
自動車騒音	国道	環境基準達成	環境基準以下
	道道	環境基準達成	環境基準以下
	市道	環境基準未達成	環境基準以下

一望ましい環境像

＜地域から地球へ、みんなで地球を大切にすまち＞

3-1 地球温暖化防止対策の推進

環境施策	取組項目	①温室効果ガス排出抑制の推進 温室効果ガスの排出を抑制するため、市民・事業者に対し幅広く情報提供を行い、取組みを促します。	
		市の個別取組	<ol style="list-style-type: none"> 1.地球温暖化防止のための計画の策定・推進 2.エネルギー対策マネジメントシステムの推進 3.新エネ・省エネ協議会の設立・推進 4.クリーンエネルギー公用車の導入の検討 5.公共交通機関の利用促進 6.チャレンジ25の推進 7.工場・事業者への二酸化炭素排出に係る啓発の推進 8.公共施設および工場・事業場等の緑化推進 9.温暖化防止意識の啓発の推進 10.自転車および歩行者が利用しやすい施設整備の推進 11.パークアンドライドの推進
		②省資源・省エネルギー対策の推進 省資源・省エネルギーに対する施策を講じ、地球規模での温暖化防止に貢献していきます。	
		市の個別取組	<ol style="list-style-type: none"> 1.公共施設における省エネルギー促進 2.職員の省エネ行動ルールの徹底 3.クールビズ、ウォームビズの推進 4.省エネルギー型施設・商品の導入促進 5.省エネルギー型ライフスタイルの普及促進 6.電気自動車・低燃費かつ低排出ガス認定車等低公害車の利用促進 7.エコドライブ、アイドリングストップ運動の推進 8.燃料使用の効率化や燃料転換の啓発 9.地産地消の推進
③新エネルギーの利用の推進 新エネルギーや未利用エネルギーを積極的に取入れ、市民・事業者に広く啓発していきます。			
市の個別取組	<ol style="list-style-type: none"> 1.公共施設における太陽光発電や太陽熱を利用した自然エネルギーの活用 2.民間への太陽光発電等の普及・導入の支援 3.バイオマスエネルギーの利活用の検討 4.風力発電、雪氷熱エネルギー、温度差エネルギー、小水力発電などの調査・研究及び各種助成制度等の情報提供 5.コージェネレーションシステム（熱電併給システム）の検討 		



漁川ダム下流部（水道水源保全地域）

3-2 地球環境保全対策の推進	
環 境 施 策	<p>①オゾン層破壊の防止と保護 地球規模でのオゾン層破壊の防止に対して、市ができる取り組みを実行するだけでなく、市民・事業者にも広く啓発を行っていきます。</p>
	<p>別市の取り組み 1.フロン類の適正な回収、処理の啓発・指導 2.オゾン層の保護意識の高揚・啓発</p>
	<p>②地球規模の森林保全への貢献 地球規模での森林破壊の防止に対して、市ができる取り組みを実行するだけでなく、市民・事業者にも広く啓発を行っていきます。</p>
	<p>市の個別取り組み 1.環境配慮型商品の優先購入（グリーン購入）の実践 2.再生紙の利用、ペーパーレス等の推進 3.地球規模での森林保全の普及・啓発および市民活動の支援 4.酸性雨、干ばつ、氷河の縮小、大雨現象などに係る情報の収集・提供 5.恵庭市森林整備計画の推進 6.地域材利用の推進（恵庭市地域材利用推進方針）</p>

【地球環境に係る指標】

名 称			現 状	目 標
市役所の事務・事業における二酸化炭素排出量			10,591t-CO ₂ ※H21、エネルギーの使用に伴うCO ₂	10,062t-CO ₂ ※H27、エネルギーの使用に伴うCO ₂
公共施設における新エネルギーの導入	太陽光	発電	図書館：3kW その他：桜町公園（6基） 道と川の駅（5基）	増加（↑）
		熱利用	—	実施
	バイオマス	発電	—	実施
		熱利用	下水処理場：メタンガスのボイラー使用量 625,766 m ³	増加（↑）
公共施設における省エネルギーの推進	低公害車	ハイブリッド車 2台 低燃費車 2台	増加（↑）	
	道路照明・防犯灯	LED化防犯灯 306灯	増加（↑）	
日常生活における環境保全の取り組み ※H19 アンケート調査	太陽光発電などクリーンエネルギーを導入している	1. 06	増加（↑）	
	環境に配慮した暖房機器の使用を心がけている	2. 29	増加（↑）	

※日常生活における環境保全の取り組み内容の結果の得点方法：「いつもやっている」に3点、「やっている」に2点、「やっていない」に1点を配点し、その合計を回答者数で割った数値

一望ましい環境像

＜限りある資源を大切にし、循環に取り組むまち＞

4-1 廃棄物適正処理の推進

環 境 施 策	取 組 目	①ごみ排出量の削減対策の推進 ごみに関する情報を提供し、市民・事業者によるごみ減量化の取り組みを支援し、広く意識啓発を行っていきます。
		市の個別取組 1.家庭から出るごみの減量への推進 2.多量ごみ排出事業者に対する指導 3.ごみ散乱防止の啓発 4.指定ごみ袋制の実施 5.家庭ごみの有料化 6.地域での発生抑制活動 7.生ごみ対策としてのコンポスターの助成金および堆肥流通システムの確立
	取 組 目	②廃棄物の適正な処理・処分対策の推進 廃棄物の適正な処理・処分対策をすすめるだけでなく、不法投棄などをなくすように廃棄物の処理・処分に対する啓発も行っています。
		市の個別取組 1.最終処分場の管理強化 2.公共事業に伴う産業廃棄物の適正処理の推進 3.産業廃棄物の処理処分の実態把握と情報提供 4.廃棄物処理に対する監視・指導体制の強化 5.マニフェスト制度による産業廃棄物管理の徹底 6.不法投棄などに対する監視・通報体制の確立 7.不法投棄に対する監視・指導の強化 8.不法投棄の原状回復方策の検討とその具体化 9.適切なごみ処理システムの構築
4-2 リサイクル対策の推進		
取 組 目	①リサイクル社会の推進 リサイクルセンターを中心としたリサイクルシステムを確立し、市民・事業者へリサイクルの促進の必要性について啓発を行っていきます。	
	市の個別取組	1.恵庭市循環型社会形成推進施策の推進 2.各種リサイクル事業の推進 3.公共施設で発生する廃棄物のリサイクル推進 4.オフィス・リサイクルの推進 5.ゼロエミッション（廃棄物ゼロ）の普及・啓発 6.廃棄物（下水汚泥など）の有効利用促進 7.生ごみ資源化の推進 8.再生品・再生利用品の利用促進 9.リサイクル商品利用の推進 10.リサイクル品目の拡大（紙製容器包装など）

【循環に係る指標】

名 称		現 状	目 標
一人一日当たりのごみ排出量		H22：531g/日・人	H30：516g/日・人
リサイクル率		H22：25.6%	H30：50%以上
最終処分量の低減目標値		H13を基準として H22：117%	H13を基準として H30：20%に削減 (80%削減)
環境に対する満足度 ※H19 アンケート調査	ごみ出し、ポイ捨てなどのマナー	2.61	増加(↑)
日常生活における環境保全の取り組みについて ※H19 アンケート調査	生ごみの減量に心掛けている	2.21	増加(↑)
	ごみはきちんと分別して出している	2.92	増加(↑)

※目標数値は、恵庭市一般廃棄物処理基本計画より

一望ましい環境像

〈みんなが環境について学び、一体となるまち〉

環境 策	5-1 環境に関する情報の充実	
	取 組 目	①透明性の向上と信頼の確保 様々な環境施策に協力してもらうには、環境行政に係る信頼の確保が重要であるため、透明性を向上します。
		別市 取組 の個 体
	取 組 目	②環境情報の提供の充実 様々な環境問題に関する充実した情報を提供し、市民の意識向上および情報の共有化を図っていきます。
		別市 取組 の個 体
	5-2 環境学習の推進	
	取 組 目	①環境学習の推進 環境関連の講座やイベントの開催、歴史・文化施設などを通じて、環境学習に関する啓発を行います。
		市 の個 別 取 組
	5-3 協働体制づくりの推進	
	取 組 目	①市民・事業者・市の間でのパートナーシップの確立 市民・事業者・市の各主体が一体となって、環境保全活動に取組める体制を確立していきます。
取組 の個 別		1.民間団体のネットワークの形成と各種情報の提供 2.環境NGO・NPOなど各種団体との協働体制の推進 3.環境審議会の充実 4.環境保全活動への積極的な参加 5.市民の広場・知恵ネットバンクの活用
②近隣市町村を含めた広域的なネットワークの形成 広域的な環境課題に取り組むために、近隣市町村とのネットワークの形成をすすめていきます。		
別取 組の 個 体	1.地域間交流（千歳川水系水質保全連絡会議）の推進 2.周辺市町村との環境情報ネットワークの構築 3.周辺市町村の団体とのネットワークづくりの支援 4.環境保全活動を推進する広域市民ネットワークへの支援	

【協働に係る指標】

名 称	現 状	目 標
環境に対する満足度 ※H19 アンケート調査	2. 67	増加 (↑)
市民一人ひとりの環境に対する意識や取り組み	2. 63	増加 (↑)
市や事業者による環境情報の提供		

恵庭市の環境

－ 令和元年度版 －

発行 令和2年3月発行
編集 恵庭市
生活環境部環境課
〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地
TEL: 0123-33-3131 内線1141
URL: <http://www.city.eniwa.hokkaido.jp/>
